

令和2年第2回（3月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和2年2月25日現在

●市長提出議案案件

先議案件 15件 (単行=1件、補正予算=14件)

議案案件 43件 (当初予算=13件、条例=22件、単行=8件)

諮詢案件 1件 (人権擁護委員=1件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 先議を依頼する議案（15件）

○ 単行議案 1件

頁

1	議案第57号	都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※
---	--------	------------------------------	---

○ 補正予算議案 14件

別冊 令和元年度3月補正予算書及び予算総括表を参照

頁

2	議案第1号	令和元年度都城市一般会計補正予算（第7号）	※
3	議案第2号	令和元年度都城市食肉センター特別会計補正予算（第3号）	※
4	議案第3号	令和元年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	※
5	議案第4号	令和元年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※
6	議案第5号	令和元年度都城市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	※
7	議案第6号	令和元年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第2号）	※
8	議案第7号	令和元年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	※
9	議案第8号	令和元年度都城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	※
10	議案第9号	令和元年度都城市電気事業特別会計補正予算（第2号）	※

別冊 令和元年度補正予算書（上下水道局）を参照

頁

11	議案第10号	令和元年度都城市水道事業会計補正予算（第5号）	※
12	議案第11号	令和元年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第5号）	※
13	議案第12号	令和元年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第4号）	※
14	議案第13号	令和元年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第5号）	※
15	議案第14号	令和元年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）	※

◎ 通常審議分

○ 当初予算議案 13件

別冊 令和2年度予算書（一般会計・特別会計）及び説明資料等を参照

頁

16	議案第15号	令和2年度都城市一般会計予算	※
17	議案第16号	令和2年度都城市国民健康保険特別会計予算	※
18	議案第17号	令和2年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	※
19	議案第18号	令和2年度都城市公設地方卸売市場特別会計予算	※
20	議案第19号	令和2年度都城市整備墓地特別会計予算	※
21	議案第20号	令和2年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	※
22	議案第21号	令和2年度都城市介護保険特別会計予算	※
23	議案第22号	令和2年度都城市電気事業特別会計予算	※

別冊 令和2年度予算書（上下水道局）を参照

頁

24	議案第23号	令和2年度都城市水道事業会計予算	※
25	議案第24号	令和2年度都城市簡易水道事業会計予算	※
26	議案第25号	令和2年度都城市御池簡易水道事業会計予算	※
27	議案第26号	令和2年度都城市公共下水道事業会計予算	※
28	議案第27号	令和2年度都城市農業集落排水事業会計予算	※

○ 条例議案 22件

頁

29	議案第28号	都城市文化賞条例の一部を改正する条例の制定について	1
		都城市文化賞の贈呈対象者に、国内外での活動で高い評価を得た個人又は団体を追加するため、所要の改正を行うもの	
30	議案第29号	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
		成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る規定の見直しを行うため、所要の改正を行うもの	
31	議案第30号	都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
		総務省作成の服務の宣誓に関する条例案の改正に準じて、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの	
32	議案第31号	都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
		地方公務員法の改正に伴い、人事評価結果の活用が義務付けられたことを受け、令和2年度の人事評価結果から当該結果を職員の昇給に反映するため、所要の改正を行うもの	

	議案第32号	都城市交通指導員に関する条例を廃止する条例の制定について	
33	地方公務員法の改正に伴い、交通指導員の身分が特別職非常勤職員ではなくなるため、条例を廃止するもの		27
	議案第33号	都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
34	消防局の編成の見直しに伴い、予防課が所管している喫煙等に関する事務を南消防署及び北消防署へ移管するため、所要の改正を行うもの		33
	議案第34号	都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
35	災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、引用条項等の整理を行うため、所要の改正を行うもの		39
	議案第35号	都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について	
36	老朽化した児童プールの用途の廃止及び利用の実態に即した条文の整理を行うため、所要の改正を行うもの		45
	議案第36号	都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について	
37	遊園具の撤去をした児童遊園の用途を廃止するため、所要の改正を行うもの		53
	議案第37号	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
38	介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の算定基準を変更するため、所要の改正を行うもの		59
	議案第38号	都城市勤労青少年体育センター条例の一部を改正する条例の制定について	
39	都城市勤労青少年体育センターの名称を都城市姫城地区体育館へと変更するため、所要の改正を行うもの		65
	議案第39号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
40	各施設の利用実態に即した使用料を設定するため、所要の改正を行うもの		73
	議案第40号	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
41	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施機関を追加するとともに、放課後児童クラブに配置する放課後児童支援員について研修修了予定者でよいとする経過措置の延長を行うため、所要の改正を行うもの		89
	議案第41号	都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例の制定について	
42	手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の意思疎通が円滑に行われ、互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、条例を制定するもの		95
	議案第42号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、新たに追加された評価方法、手数料等を規定するため、また、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の改正に伴い、国庫補助の対象となった個人番号カードの再交付手数料について、手数料を徴収しない旨を規定するため、所要の改正を行うもの		103

44	議案第43号	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 民法等の改正に伴い、債権関係の規定等を整備するため、所要の改正を行うもの	117
45	議案第44号	都城市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について 民法の改正に伴い、債権関係の規定を整備するため、所要の改正を行うもの	125
46	議案第45号	都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 市が奨励措置を行う立地指定企業に対する特定用途制限地域における建築物の制限の緩和措置を延長するため、所要の改正を行うもの	131
47	議案第46号	都城市食肉センター運営基金条例及び都城市食肉センター条例を廃止する条例の制定について 都城市食肉センターを令和2年4月1日付けで民間譲渡することに伴い、関係条例の改廃を行うもの	137
48	議案第47号	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について 安定的な雇用の場の確保や給与水準の向上、人材流出の抑制を目的として、質の高い雇用の創出及び人材の確保に取り組む立地企業に対して現行の奨励措置に加算を行い、より魅力ある雇用を促進するため、所要の改正を行うもの	143
49	議案第48号	都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について 卸売市場法の改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として定めるべき共通のルール等を整備するため、所要の改正を行うもの	153
50	議案第49号	都城市地域農業活動拠点施設分担金徴収条例を廃止する条例の制定について 村づくり交付金梅北西地区地域活動拠点施設の整備に伴う事業費負担金の償還が平成23年度で終了したため、条例を廃止するもの	187

○ 単行議案 8件

頁

	議案第50号	工事請負契約の締結について	
51	山之口保育所建設（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、下森・田中特定建設工事共同企業体が、3億415万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		193
	議案第51号	財産の処分について	
52	都城市食肉センターの土地を都城ウェルネスマート株式会社に1億749万円で売却することについて、議会の議決を求めるもの		197
	議案第52号	財産の処分について	
53	都城市食肉センターの建物を都城ウェルネスマート株式会社に1億5千369万2千円で売却することについて、議会の議決を求めるもの		203
	議案第53号	市道の認定及び廃止について	
54	宅地分譲を目的とした開発行為及び畠地帶総合整備事業その他の理由により、複数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの（認定4本、廃止6本）		209
	議案第54号	三股町との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について	
55	平成21年10月6日に三股町と締結した定住自立圏の形成に関する協定書を変更することについて議会の議決を求めるもの。 【変更内容】第3条に規定する連携する具体的な事項に関し、 ①「医療」、「産業振興」、「教育及び文化」の内容変更 ②「地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備」及び「民間人材の育成及び推進体制の整備」を「民間人材の育成」に統合 ③「ICT化」を追加		227
	議案第55号	鹿児島県曾於市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について	
56	平成21年10月6日に鹿児島県曾於市と締結した定住自立圏の形成に関する協定書を変更することについて議会の議決を求めるもの。 【変更内容】第3条に規定する連携する具体的な事項に関し、 ①「医療」、「産業振興」、「教育及び文化」の内容変更 ②「地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備」及び「民間人材の育成及び推進体制の整備」を「民間人材の育成」に統合 ③「ICT化」を追加		251
	議案第56号	鹿児島県志布志市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について	
57	平成21年10月6日に鹿児島県志布志市と締結した定住自立圏の形成に関する協定書を変更することについて議会の議決を求めるもの。 【変更内容】第3条に規定する連携する具体的な事項に関し、 ①「医療」、「産業振興」、「教育及び文化」の内容変更 ②「地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備」及び「民間人材の育成及び推進体制の整備」を「民間人材の育成」に統合 ③「ICT化」を追加		275
58	議案第58号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて	※

○ 質問案件 1件

頁

59	質問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求ることについて	※
----	-------	-------------------------------	---

令和 2 年第 2 回都城市議会定例会（3 月）

（議案第 1 号～第 58 号、諮詢第 1 号）

議案第 28 号

都城市文化賞条例の一部を改正する条例の制定について

都城市文化賞条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 28 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 コミュニティ文化課】

条例名	都城市文化賞条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	都城市文化賞の贈呈対象者に、国内外での活動で高い評価を得た個人又は団体を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	都城市文化賞の贈呈対象者の追加（第 1 条） ・国内外での活動が高い評価を得た個人又は団体も対象となる旨を追加		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 29 号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宣永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(印鑑の登録資格) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) 成年被後見人 (登録印鑑) 第5条 (略) 2 (略)	(印鑑の登録資格) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>意思能力を有しない者</u> （前号に掲げる者を除く。） (登録印鑑) 第5条 (略) 2 (略)
3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合したもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録事項)	3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合したもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (登録事項)
第6条 市長は、印鑑登録の申請に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に <u>旧氏の記録がされてい</u> る場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及	第6条 市長は、印鑑登録の申請に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に <u>旧氏が記録さ</u> れている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当

	び当該通称)	(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
	(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名の <u>カタカナ表記</u> 又はその一部を組み合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名の <u>カタカナ表記</u>	(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名の <u>片仮名表記</u> 又はその一部を組み合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名の <u>片仮名表記</u>	
2	(略)	(印鑑登録の抹消)	(印鑑登録の抹消)
	第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。	第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。	
	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 印鑑登録者が氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民については、通称又は氏名の <u>カタカナ表記</u> を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）。	(2) 印鑑登録者が氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されたとときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であるときは、認めるときは、その通知に代えてその旨を都城市公式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができます。	(2) 印鑑登録者が氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されたとときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であるときは、認めるときは、その通知に代えてその旨を都城市公式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができます。
	(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)
2	2 市長は、前項第2号又は第7号により職権で印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であるときは、その通知に代えてその旨を都城市公式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができます。	2 市長は、前項第2号、 <u>第3号</u> 又は第7号により職権で印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であるときは、その通知に代えてその旨を都城市公式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができます。	2 市長は、前項第2号、 <u>第3号</u> 又は第7号により職権で印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知することが困難であるときは、その通知に代えてその旨を都城市公式条例（平成18年条例第3号）第2条第2項の規定により公示することができます。
	(印鑑登録証明書の交付)	(印鑑登録証明書の交付)	(印鑑登録証明書の交付)
第15条	(略)	第15条 (略)	第15条 (略)
2	前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項（登録番号及び登録年月日を除く。）を電子計算組織か	2 前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項（登録番号及び登録年月日を除く。）を電子計算組織か	2 前項の印鑑登録証明書は、第6条第2項の規定により記録した事項（登録番号及び登録年月日を除く。）を電子計算組織か

ら出力し、作製するものとする。ただし、これにより難い場合は、登録原票の印影を複写して作製するものとし、印影のほかに掲げる事項を記載したものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名のカタカナ表記

ら出力し、作製するものとする。ただし、これにより難い場合は、登録原票の印影を複写して作製するものとし、印影のほかに掲げる事項を記載したものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名の片仮名表記

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 市民課】

条例名	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	公布の日		制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る規定の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 意思能力を有する者であれば印鑑登録ができる旨を規定（第 2 条） 2 職権による印鑑登録の抹消の通知の対象に後見開始の審判を受けたときを追加（第 13 条） 3 その他文言等の整理			
関係する法令及びその条項	・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第30号

都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田 宣永

都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
都城市職員の服務の宣誓に関する条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条 (略)	第2条 (略) <u>2 地方公務員法第22条の2 第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすことができる。</u>
附 則	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 30 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	総務省作成の服務の宣誓に関する条例案の改正に準じて、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨を規定（第 2 条）		
関係する法令及びその条項	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第31号

都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(昇給の基準)	(昇給の基準)
第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。	4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定められた日以前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これら的事由を併せて考慮することができるものとする。
5 (略)	5 (略)
6 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員での職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給）」とあるのは、「 <u>2号給</u> 」とする。	6 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した職員に関する当該年齢に達した日後最初の4月1日以後の昇給における前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員での職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給）」とあるのは、「 <u>0号給</u> 」とする。
7～10 (略)	7～10 (略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (経過措置) 2 施行日の直前に行われたこの条例による改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例第5条第4項の規定による昇給において、	

令和2年4月1日から12月31日までの間ににおけるこの条例による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例第5条第4項後段に規定する事由（以下この項において「処分等」という。）により決定を行われたものについては、施行日後直近の昇給日に係る決定においては処分等は考慮しないものとする。

議案第 31 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方公務員法の改正に伴い、人事評価結果の活用が義務付けられたことを受け、令和 2 年度の人事評価結果から当該結果を職員の昇給に反映するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 昇給の基準期間の変更（第 5 条第 4 項） <ul style="list-style-type: none"> ・昇給日前 1 年間 → 昇給日の前年度 1 年間 ・懲戒処分等を受けた場合は、直後の昇給に反映させる旨を追加 2 55 歳超の職員の昇給抑制（第 5 条第 6 項） <ul style="list-style-type: none"> ・標準の勤務成績の昇給 2 号給 → 0 号給 		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 23 条、第 25 条 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第32号

都城市交通指導員に関する条例を廃止する条例の制定について

都城市交通指導員に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市交通指導員に関する条例を廃止する条例

都城市交通指導員に関する条例（平成18年条例第160号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 32 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 総務課】

条例名	都城市交通指導員に関する条例を廃止する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方公務員法の改正に伴い、交通指導員の身分が特別職非常勤職員ではなくなるため、条例を廃止するもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	当該条例を廃止する。			
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条 			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第 33 号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市火災予防条例の一部を改正する条例
都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前と同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(喫煙等)	(喫煙等)
第23条 次に掲げる場所で <u>消防長</u> が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んでならない。ただし、特に必要な場合において <u>消防長</u> が火災予防上支障がないと認められたときは、この限りでない。	第23条 次に掲げる場所で <u>消防署長</u> が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んでならない。ただし、特に必要な場合において <u>消防署長</u> が火災予防上支障がないと認められたときは、この限りでない。
35 (1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 前項の <u>消防長</u> が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。	2 前項の <u>消防署長</u> が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
3 (略)	3 (略)
4 第1項の <u>消防長</u> が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。	4 第1項の <u>消防署長</u> が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
35 (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置	(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置
5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ご	5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ご

とに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めることは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

とに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認めた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めることは、この限りでない。

7 第1項の消防署長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局 予防課】

条例名	都城市火災予防条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	消防局の編成の見直しに伴い、予防課が所管している喫煙等に関する事務を南消防署及び北消防署へ移管するため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	喫煙等に関する事務について、消防長の権限となっているものを消防署長へと変更（第 23 条）			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第34号

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 第13条 援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額
 は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ
 次に掲げるとおりとする。

改正前	改正後
(援護資金の限度額)	(援護資金の限度額等)
第13条 援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額 は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ 次に掲げるとおりとする。	第13条 援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額 は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ 次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア～ウ (略) エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼及び流失のすべてを含む。）した場合 350万円 (3) (略) (償還等)
第15条 (略) 2 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予	第15条 (略) 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金 については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規 定によるものとする。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 福祉課】

条例名	都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、引用条項等の整理を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 債還金の支払猶予等に係る引用条項の整理（第 15 条） 2 その他文言等の整理		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号） ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令 374 号） 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 35 号

都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童プール条例（平成18年条例第122号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
	<p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。</p> <p>(1) <u>児童</u> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に<u>ある者をいう。</u></p> <p>(2) <u>利用者</u> プールの利用許可を受けた団体に属する児童をいいう。</p> <p>(3) <u>プール管理者</u> プールの利用許可を受けた団体の代表者(20歳以上の者に限る。)をいう。</p> <p>(4) <u>監視員</u> 利用者にプールを安全に利用させるためにプールを監視する者(20歳以上の者に限る。)をいう。</p> <p>(5) <u>利用者等</u> 前3号までに掲げる者の総称をいう。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p><u>第3条</u> プールの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城市下長飯児童プール</td> <td>都城市下長飯児童プール</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城市山田竹脇児童プール</td> <td>都城市山田竹脇児童プール</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城市高崎炭床児童プール</td> <td>都城市高崎炭床児童プール</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用期間)</p>	名称	位置	位置	(略)			都城市下長飯児童プール	都城市下長飯児童プール	(略)	(略)			都城市山田竹脇児童プール	都城市山田竹脇児童プール	(略)	(略)			都城市高崎炭床児童プール	都城市高崎炭床児童プール	(略)	(略)		
名称	位置	位置																							
(略)																									
都城市下長飯児童プール	都城市下長飯児童プール	(略)																							
(略)																									
都城市山田竹脇児童プール	都城市山田竹脇児童プール	(略)																							
(略)																									
都城市高崎炭床児童プール	都城市高崎炭床児童プール	(略)																							
(略)																									

<p><u>第4条 プールの利用期間は、7月1日から8月31日までとする。</u> ただし、市長は、必要があると認めるとときは、利用期間を変更することができる。</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第5条 プールの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるとときは、利用時間を変更することができます。</u></p> <p>(1) 午前10時から正午まで</p> <p>(2) 午後2時から午後4時まで</p> <p>(利用許可)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>2 前項の許可に係る申請をすることができる者は、団体に限る。</p> <p>3 市長は、第1項の許可に管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(プールの利用上の義務)</p> <p><u>第7条 前条第1項の利用許可を受けた者は、プールの利用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) プールを利用目的外に利用しないこと。</p> <p>(3) プール管理者を置くこと。</p> <p>(4) プールの利用中は、プール管理者が指名する監視員を置くこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した事項</p> <p>2 前項第3号及び第4号に規定するプール管理者及び監視員の 担う役割は、規則で定める。</p> <p>(使用料)</p>	<p><u>第4条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) プールを利用目的外に利用しないこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指示した事項</p>
--	---

<u>第5条</u> (略)	(利用許可の取消し等)	
<u>第6条</u> 市長は、 <u>利用者</u> 又は <u>入場者</u> が次の各号のいづれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は退場させることができる。		
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)	
(3) 所定の場所以外で喫煙したとき。	(3) 敷地内で喫煙したとき。	
(4) (略)	(4) (略)	
(原状回復義務)	(原状回復義務)	
<u>第7条</u> 利用者は、プールの利用を終了したとき、又は前条の規定により利用許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復さなければならぬ。	第10条 利用者等は、プールの利用を終了したとき、又は前条の規定により利用許可の取消し若しくは退場指示を受けたときは、速やかに原状に復さなければならない。	
(損害賠償)	(損害賠償)	
<u>第8条</u> (略)	第11条 (略)	
(委任)	(委任)	
<u>第9条</u> (略)	第12条 (略)	

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 35 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 こども課】

条例名	都城市児童プール条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	老朽化した児童プールの用途の廃止及び利用の実態に即した条文の整理を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 用語の定義規定の新設（第 2 条） 2 都城市大岩田児童プール及び都城市高崎炭床児童プールの項の削除（第 3 条表） 3 施設の設置に関する規定を規則から条例へ移設（第 4 条、第 5 条） 4 プールの利用上の義務を明文化（第 7 条）		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 36 号

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例

都城市児童遊園条例（平成18年条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
(名称及び位置) 第2条 遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>都城市山田中村児童遊園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都城市山田下是児童遊園</td><td>都城市山田町山田1010番1</td></tr><tr><td>都城市山田北田児童遊園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都城市高崎上新田児童遊園</td><td>都城市高崎町大牟田1348番5</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		都城市山田中村児童遊園	(略)	都城市山田下是児童遊園	都城市山田町山田1010番1	都城市山田北田児童遊園	(略)	都城市高崎上新田児童遊園	都城市高崎町大牟田1348番5	(名称及び位置) 第2条 遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>都城市山田中村児童遊園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都城市山田北田児童遊園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都城市高崎上新田児童遊園</td><td>都城市高崎町大牟田1348番5</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		都城市山田中村児童遊園	(略)	都城市山田北田児童遊園	(略)	都城市高崎上新田児童遊園	都城市高崎町大牟田1348番5
名称	位置																						
(略)																							
都城市山田中村児童遊園	(略)																						
都城市山田下是児童遊園	都城市山田町山田1010番1																						
都城市山田北田児童遊園	(略)																						
都城市高崎上新田児童遊園	都城市高崎町大牟田1348番5																						
名称	位置																						
(略)																							
都城市山田中村児童遊園	(略)																						
都城市山田北田児童遊園	(略)																						
都城市高崎上新田児童遊園	都城市高崎町大牟田1348番5																						
附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。																							

議案第 36 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部　こども課】

条例名	都城市児童遊園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	遊園具の撤去をした児童遊園の用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	都城市山田下是児童遊園及び都城市高崎上新田児童遊園の項の削除（第 2 条表）		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 37 号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市介護保険条例の一部を改正する条例
都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>及び<u>平成32年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかわらず、<u>27,900円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>27,900円</u>」とあるものは、「<u>46,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>27,900円</u>」とあるものは、「<u>53,940円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかわらず、<u>22,320円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,320円</u>」とあるものは、「<u>37,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,320円</u>」とあるのは、「<u>52,080円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- (施行期日)
1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の都城市介護保険条例第5条の規定は、令和2年度分の保険料については、

なお従前の例による。

議案第 37 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 介護保険課】

条例名	都城市介護保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	規則で定める日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の算定基準を変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	介護保険料の軽減後の保険料率（第 1 段階から第 3 段階まで）の変更（第 5 条） <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 段階 27,900 円→22,320 円 ・第 2 段階 46,500 円→37,200 円 ・第 3 段階 53,940 円→52,080 円 		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 39 条 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第38号

都城市勤労青少年体育センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市勤労青少年体育センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市勤労青少年体育センター条例の一部を改正する条例
都城市勤労青少年体育センター条例（平成18年条例第285号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
<p><u>都城市勤労青少年体育センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康、体力及び運動能力の向上並びにスポーツ及びレクリエーション普及振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>都城市勤労青少年体育センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>都城市勤労青少年体育センター</u></td> <td>都城市下長飯町1989番地</td> </tr> <tr> <td><u>都城市山之口勤労福祉センター</u></td> <td>都城市山之口町花木1934番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(管理業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第9条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第14条に規</p>	名称	位置	<u>都城市勤労青少年体育センター</u>	都城市下長飯町1989番地	<u>都城市山之口勤労福祉センター</u>	都城市山之口町花木1934番地1	<p><u>都城市山之口勤労福祉センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康、体力及び運動能力の向上並びにスポーツ及びレクリエーション普及振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>都城市山之口町花木1934番地1に都城市山之口勤労福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(管理業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第8条に規定する利用の許可、第10条に規定する利用許可の取消し等、第11条に規定する利用の制限及び第13条に規</p>
名称	位置						
<u>都城市勤労青少年体育センター</u>	都城市下長飯町1989番地						
<u>都城市山之口勤労福祉センター</u>	都城市山之口町花木1934番地1						

定する原状回復に関する業務	(2) 第15条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務	(2) 第14条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務
	(3) 第15条第3項の規定により利用料金として收受させる場合における、当該利用料金の減免及び還付に関する業務	(3) 第14条第3項の規定により利用料金として收受させる場合における、当該利用料金の減免及び還付に関する業務
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
	(利用時間)	(利用時間)
第7条 (略)	第6条 (略)	第6条 (略)
	(休館日)	(休館日)
第8条 (略)	第7条 (略)	第7条 (略)
	(利用の許可)	(利用の許可)
第9条 (略)	第8条 (略)	第8条 (略)
	(差別的取扱いの禁止等)	(差別的取扱いの禁止等)
第10条 (略)	第9条 (略)	第9条 (略)
	(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。	第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。	第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。
	(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
第12条 (略)	第11条 (略)	第11条 (略)
	(利用の制限)	(利用の制限)
第13条 (略)	第12条 (略)	第12条 (略)
	(利用権の譲渡の禁止)	(利用権の譲渡の禁止)
第14条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたと	(原状回復)	(原状回復)
	第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第10条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたと	第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第10条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたと

第15条	(略)	(使用料の徴収)
第16条	(略)	(使用料の減免)
第17条	(略)	(事業報告書)
第18条	(略)	(業務状況の聴取等)
第19条	(略)	(指定の取消し等)
第20条	(略)	(秘密保持義務)
第21条	(略)	

2・3	(略)	(使用料の徴収)
4	前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させるとときは、次条及び <u>第17条</u> の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	(使用料の還付)
第14条	(略)	(使用料の減免)
第15条	(略)	(事業報告書)
第16条	(略)	(業務状況の聴取等)
第17条	(略)	(指定の取消し等)
第18条	(略)	(秘密保持義務)
第19条	(略)	
第20条	(略)	
第21条	(略)	

ときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

ときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

4	前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させるとときは、次条及び <u>第17条</u> の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	(使用料の還付)
第14条	(略)	(使用料の減免)
第15条	(略)	(事業報告書)
第16条	(略)	(業務状況の聴取等)
第17条	(略)	(指定の取消し等)
第18条	(略)	(秘密保持義務)
第19条	(略)	
第20条	(略)	
第21条	(略)	

(損害賠償)	
第22条 (略)	
(市長による管理)	
第23条 第5条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。	
(委任)	
第24条 (略)	
別表第1 (第15条関係)	
(略)	
別表第2 (第16条関係)	
(略)	
附 則	
(施行期日)	
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。	
(都城市地区体育馆条例の一部改正)	
2 都城市地区体育馆条例(平成18年条例第283号)の一部を次のように改正する。	
第2条の表都城市小松原地区体育馆の項の次に次のようになります。	
都城市姫城地区体育馆	都城市下長飯町1989番地

議案第 38 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 スポーツ振興課】

条例名	都城市勤労青少年体育センター条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	都城市勤労青少年体育センターの名称を都城市姫城地区体育館へと変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 題名の変更 ・勤労青少年体育センターが都城市山之口勤労福祉センターのみとなることから、条例の題名を都城市山之口勤労福祉センター条例へと変更 2 条ズレの整理 3 都城市地区体育館条例の一部改正（附則による改正） ・地区体育館に都城市姫城地区体育館を追加		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	・都城市地区体育館条例（平成 18 年条例第 283 号）		
備考			

議案第39号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例
都城市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に改定する。

	改正前	改正後
別表第1（第7条、第21条関係）	別表第1（第7条、第21条関係）	
1 都城運動公園の運動施設を利用する場合	1 都城運動公園の運動施設を利用する場合	
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	
(5) 弓道場	(5) 弓道場	
競技場	区分 単位 基礎額 単位当たりの使用料の額	区分 単位 基礎額 単位当たりの使用料の額
(略)	(略)	(略)
個人利用の場合（照明設備を含む。）	大人 同上 100円 同上	市内に同上 50円 同上
		明設施を含む。）
		65歳以上記以外 100円 同上
		外 (略) (略)
(略)		
(6) (略)		(6) (略)
(7) 設備器具		(7) 設備器具
野球場	区分 単位 基礎額 単位当たりの使用料の額	区分 単位 基礎額 単位当たりの使用料の額
(略)	(略)	(略)
野球スクール	1試合 300円 同上	LEDスコアボード 1時間 500円 同上

(略)		

(8) 武道館

個人利用の場合 （照明設備使用料を含む）	区分 大人	単位 同上	基礎額 100円同上	単位当たりの使用料の額
				(略)

備考 (略)

2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合

(1)～(5) (略)

(6) 近的弓道場、遠的弓道場

ア 近的弓道場

個人利用の場合 （照明設備使用料を含む）	区分 大人	単位 同上	基礎額 100円同上	単位当たりの使用料の額
				(略)

備考 (略)

2 早水公園体育文化センターの運動施設を利用する場合

(1)～(5) (略)

(6) 近的弓道場、遠的弓道場

ア 近的弓道場

個人利用の場合 （照明設備使用料を含む）	区分 大人	単位 同上	基礎額 100円同上	単位当たりの使用料の額
				(略)

イ 遠的弓道場

	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
個人利用の場合	大人	同上	100円	同上
(7) 文化施設				

ウ (略)

(7) 文化施設

	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
会議室	小会議室	(略)		
	冷暖房設備	(略)		
視聴覚室	高校生以下	同上	200円	同上
	大人	同上	400円	同上
	冷暖房設備	同上	上記基礎額に相当する額の5割相当額	同上
				(略)

イ 遠的弓道場

	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
個人利用の場合	市内に住所を有する65歳以上	同上	50円	同上
	上記以外	同上	100円	同上
(7) 文化施設				
ウ (略)				
(7) 文化施設				

ウ (略)

(7) 文化施設

	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
会議室	小会議室	(略)		
	冷暖房設備	(略)		
(略)				

(8) (略)
3 ~ 5 (略)
6 高城運動公園の運動施設を利用する場合

(1) (略)
(2) 総合体育館

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
競技場	(略)	900円 (略)	
	7列以上の場合	600円	
	4列以上6列以下の場合	300円	
	3列以下の利用の場合		

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
入場料を徴収しない場合	(略)		
入場料を徴	(略)		

(8) (略)
3 ~ 5 (略)
6 高城運動公園の運動施設を利用する場合

(1) (略)
(2) 総合体育館

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
競技場	(略)	1,260円 (略)	
	7列以上の利用の場合	700円	
	4列以上6列以下の場合	280円	
	3列以下の利用の場合		
	照明設備を2分の1以下に減同上 灯し利用する場合		
			金灯利用の場 合の2 分の1 に相当 する額
			(略)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
入場料を徴 収しない場 合(1面当 たり)	(略)		
入場料を徴	(略)		

収する場合

(略)

(4) (略)

(5) 弓道場

収する場合
(1面当たり)

(略)

(4) (略)

(5) 弓道場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
個人利用の 場合(照明 設備使用料 を含む。)	(略)	大人、 同上	100円 同上	
(略)				

(6) • (7) (略)

7 山田運動公園の運動施設を利用する場合

(1) • (2) (略)

(3) 柔剣道場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
個人利用の 場合(照明 設備使用料 を含む。)	(略)	大人、 同上	100円 同上	
(略)				

(6) • (7) (略)

7 山田運動公園の運動施設を利用する場合

(1) • (2) (略)

(3) 柔剣道場

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
個人利用の 場合(照明 設備使用料 を含む。)	(略)	大人、 同上	100円 同上	
(略)				

備考 (略)

(4) 弓道場

区分	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
個人利用の場合（照明設備使用料を含む。）	大人	同上	100円	同上

(5) (略)

8 高崎総合公園の施設を利用する場合

(1) (略)

(2) 総合体育館

区分	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
武道場（1個人利用の場合）	大人	同上	100円	同上

(略)

放送設備

(略)

(4) 弓道場

区分	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
個人利用の場合（照明設備使用料を含む。）	65歳以上	同上	50円	同上

(5) (略)

8 高崎総合公園の施設を利用する場合

(1) (略)

(2) 総合体育館

区分	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)				
武道場（1個人利用の場合）	市内に住所を有する65歳以上	同上	50円	同上

(略)

放送設備

(略)

シャワー室	1人	100円	同上
	1回		

(3)～(6) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都城運動公園、早水公園体育文化センター、高城運動公園、山田運動公園及び高崎総合公園に係る利用の許可等の準備行為については、施行日前においては、施行日以前においても行うことができる。

(3)～(6) (略)

(3)～(6) (略)

議案第 39 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 スポーツ振興課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の目的・背景	各施設の利用実態に即した使用料を設定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 市内に住所を有する 65 歳以上の個人利用に係る使用料を設定（別表第 1 第 1 項、第 2 項、第 6 項～第 8 項） 2 都城運動公園野球場改修に伴うスコアボード使用料の変更（別表第 1 第 1 項） 3 早水公園体育文化センターの視聴覚室の使用料を会議室と統合（別表第 1 第 2 項） 4 高城運動公園多目的広場の使用料区分（1 面当たり）を明記（別表第 1 第 6 項） 5 高城運動公園総合体育館の証明設備を減灯して利用する場合の使用料を設定（別表第 1 第 6 項） 6 高崎総合公園総合体育館のシャワー室の使用料を設定（別表第 1 第 7 項）		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

都使審第15号
令和2年1月17日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和2年1月9日付け都財第578号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市都市公園条例の一部改正について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表]のとおり制定することが適當である。

審議会委員

会長 西川 英男
委員 永野 修一郎
横山 幸子
福留 浪子
長友 佳奈美

[別表]

都城市都市公園条例

別表第1（第7条、第21条関係）

1 都城運動公園の運動施設を利用する場合

(7) 設備器具

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
野球場	L E D スコアボード	1 時間	500 円 基礎額と当該金額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税及び地方消費税相当額」という。)との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	タブレット操作盤	1 時間／1 組	200 円 同上
	球速測定器	1 時間	100 円 同上

6 高城運動公園の運動施設を利用する場合

(2) 総合体育館

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
競技場	照明設備	全灯 7 列以上の利用の場合	1 時間	1,260 円 基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		4 列以上 6 列以下の利用の場合	同上	700 円 同上
		3 列以下の利用の場合	同上	280 円 同上
		照明設備を 2 分の 1 以下に減灯し利用する場合	同上 全灯利用の場合の 2 分の 1 に相当する額	同上

(3) 多目的広場、芝生広場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
入場料を徴収しない場合 (1面当たり)		(略)	
入場料を徴収する場合 (1面当たり)		(略)	

8 高崎総合公園の施設を利用する場合

(2) 総合体育館

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
シャワー室	1人／1回	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

議案第40号

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
1～3 (略)	1～3 (略)
4 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	4 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。
附 則	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 40 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施機関を追加するとともに、放課後児童クラブに配置する放課後児童支援員について研修修了予定者でよいとする経過措置の延長を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 放課後児童支援員認定資格研修の実施機関の追加（第 10 条） ・都道府県知事だけではなく、指定都市の長も研修を実施できるようになったことに伴う実施機関の追加</p> <p>2 放課後児童クラブに配置する放課後児童支援員について研修修了予定者でよいとする経過措置の延長（附則第 4 項） ・平成 32 年（令和 2 年）3 月 31 日まで→令和 5 年 3 月 31 日まで</p>		
関係する法令及びその条項	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第41号

都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例
の制定について

都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例

会話や言葉として使われる言語は、情報の伝達や意思疎通を図るための手段であり、社会生活を行う上で欠かすことのできないものであるが、障害者の権利に関する条約では、障がい者の意思疎通手段としての言語を音声言語、手話その他の形態の非音声言語と定義している。

障がい者にとっての意思疎通手段は、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通等、多岐にわたるもの、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が十分に確保されているとはいはず、日常的な困難を抱えている人は少なくない。

このような状況を踏まえ、言語としての手話の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する音声言語及び手話その他の形態の非音声言語による情報の取得及び意思疎通手段の利用促進についての基本理念を定め、行政、市民及び事業者それぞれの役割並びに市の施策の基本となる事項を定めることにより、多様なコミュニケーション手段を選択する機会の拡大を図り、もって全ての市民が意思疎通を円滑に行い、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思疎通を行い、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (2) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障

壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。

(4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パソコンコンピュータ等の情報機器その他の障がいのある人が情報を取得し、コミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

(5) 市民等 市内在住者、市内に勤務する者、市内で学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。

(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者通訳、介助員並びに知的障がい者及び発達障がい者への伝達補助等を行う支援者をいう。

（基本理念）

第3条 手話の理解と普及は、手話が言語であることを基本として行われなければならない。

2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、障がいの有無にかかわらず相互の違いを理解し、互いの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用する者が有しているコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限に尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話の理解促進及び手話の普及を図るとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に基づき、手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め、コミュニケーション支援者と連携して障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう、合理的配慮を行うとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第6条 市は、その責務に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するよう努め

るものとする。

- (1) 言語としての手話に対する理解の促進及び普及を図るための啓発並びに学習機会の確保
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解の促進及び普及を図るための啓発並びに学習機会の確保
- (3) 市政に関する情報を円滑に取得するための手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信
- (4) コミュニケーション支援者の配置の拡充及び処遇改善
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に掲げる施策の推進に当たっては、障がい者関係団体その他の関係団体に意見を聞くよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 41 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 福祉課】

条例名	都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の意思疎通が円滑に行われ、互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 条例の制定目的（第 1 条） 2 用語の定義（第 2 条） 3 基本理念（第 3 条） 4 市の責務（第 4 条） 5 市民等の役割（第 5 条） 6 施策の推進（第 6 条）		
関係する法令及びその条項	・障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） ・障害者の権利に関する条約		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第42号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位
48 低炭素 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)	48 低炭素 建築物新 築等計画 認定申請 手数料	3 認定申請 に係る建築 物の全部又 は一部が共 同住宅の場 合であって、 建築物に係 るエネルギー の使用の一 合理化の一 層の促進そ の他の建築 物の低炭素 化の促進の ために誘導 すべき基準 (平成24年 経済産業 省・国土交通 省・環境省告	1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)

示第119号)	1 の 第 2 の 2 - 3 (2)	口 の 数 値 を 設 計 一 次 工 ネ ル ギ 一 消 費 量 と す る どきは、床面 積 の 合 計 か ら 共 用 部 分 の 床 面 積 を 除 い て 算 定 し た 額 と す る。	1 • 2 (略) 3 認定申請 に係る建築 物の全部又 は一部が共 同住宅の場 合であつて、 建築物に係 るエネルギ ーの使用の 合理化の一 層の促進そ の他の建築 物の低炭素
49 低炭素 建築物新 築等計画 変更認定 申請手数 料	1 • 2 (略)	49 低炭素 建築物新 築等計画 変更認定 申請手数 料	1 • 2 (略)

化の促進の ために導 すべき基準 1 の第 2 の 2 - 3 (2)	設計一次工 口の数値を エネルギー消 費量とする ときは、床面 積の合計か ら共用部分 の床面積を 除いて算定 した額とす る。	1 ~ 3 (略) 4 認定申請 に係る建築 物の全部又 は一部が共 同住宅の場 合であって、 建築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省 令(平成28)	
50 建築物の エネルギー消 費性の向上 能に関する 計画認定申 請手数料	建築物の エネルギー消 費性の提認 定申請 に係る建 築物1棟 の全部又 は一部が 非住宅で ある場合 の建築物 エネルギー 消費性	50 建築物 エネルギー消 費性の向上 能に関する 計画認定申 請手数料	(略) (略) (略) (略) (略) (略) 10条第1号イ(1)

	年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から54の項までにおいて「省令」という。) 第4条第3項第2号の数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から公用部分の床面積を除いて算定した額とする。
う。) 第29条第1項又は第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性計定に認定する審査	(1)により計画された非住宅部分に基づく建築物エネルギー消費性計定の申請に対する審査
う。) 第10条第1号イ(1)及び(1)により計画された非住宅部分	(略)
う。) 第51建築物工エネルギー消費性基準適合認定申請手数料	認定申請に係る建築物が住宅と複合建場合は、ある場合の全部又はその区

それぞれの
区分にしたと
算定の合
る。

2 認定申請
に係る建築
物が共同住
宅の場合で
あつて、省令
第4条第3
項第2号の
数値による
ときは、床面
積の合計か
ら共用部分
の床面積を
除いて算定
した額とす
る。

は一部が
共同住宅場
所の省令
第1条第2
号イ(1)
及びロ
(1)によ
りエネル
ギー消費
性能を確
かめられ
た住宅部
分

認定申請ア	床面 積の合 計が 200平 方メー トル未 満のも の	田	床面 積の合 計が
認定申請ア	床面 積の合 計が 200平 方メー トル未 満のも の	田	床面 積の合 計が
省令第1項	18,000	田	床面 積の合 計が

エネルギー
消費性
能に係る
認定の申
請に対す
る審査

分により算定
した額の合計
とする。

は一部が
共同住宅場
所の省令
第1条第2
号イ(1)
及びロ
(1)によ
りエネル
ギー消費
性能を確
かめられ
た住宅部
分

エネルギー
消費性
能に係る
認定の申
請に対す
る審査

ルギー消費費性能把確保かめられた住宅部分	200平方メートル以上のもとの の 円	認定申請アに係る建物の全 部又は一部が共同住宅である場合の 省令第1項第2号イ(2)及びイ 口(2)によりエネ	床面積の合計が300平方メートル未満のも の 円	ルギー消費費性能把確保かめられた住宅部分	200平方メートル以上のもとの の 円
----------------------	---------------------------	--	--------------------------------	----------------------	---------------------------

<u>も</u>	<u>55,000</u>	<u>円</u>
<u>田</u>	<u>床面</u>	
<u>ウ</u>	<u>積の合</u>	
	<u>計が</u>	
	<u>2,000</u>	
	<u>平方メ</u>	
	<u>ートル</u>	
	<u>以上</u>	
	<u>5,000</u>	
	<u>平方メ</u>	
	<u>ートル</u>	
	<u>未満の</u>	
	<u>も</u>	
	<u>98,000</u>	
<u>工</u>	<u>床面</u>	
<u>工</u>	<u>積の合</u>	
	<u>計が</u>	
	<u>5,000</u>	
	<u>平方メ</u>	
	<u>ートル</u>	
	<u>以上</u>	
	<u>も</u>	
	<u>148,000</u>	
<u>田</u>		

認定申請 (略)

認定申請 (略)

建 棟 又 が 宅 場 に 係 物 全 部 が 宅 場 の は 戸 で 合 第 1 条 第	1 項 第 2 号 イ (3) 及 び 口	(3) に よ り エ ネ ル ギ 一 能 確 か め た 住 宅 部 分	認 定 申 請 に 係 物 全 部 が 宅 場 の は 共 で 合 第 1 条 第 1 項 第 2
---	-------------------------------	---	--

建 棟 又 が 宅 場 に 係 物 全 部 が 宅 場 の は 戸 で 合 第 1 条 第	1 項 第 2 号 イ (2) 及 び 口	(2) に よ り エ ネ ル ギ 一 能 確 か め た 住 宅 部 分	認 定 申 請 に 係 物 全 部 が 宅 場 の は 共 で 合 第 1 条 第 1 項 第 2
---	-------------------------------	---	--

号イ(2) 及び口 (2)によ りエネル ギー消費 性能を確 かめられた 住宅部 分	(略)
--	-----

別表第5(第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
4 その他 の交付手 数料	個人番号カード 再交付手数料	(略)	追記欄の余白がなくな った場合、個人番号若 しくは住民票コード変 更により返納した場合 又は国外転出により返 納した場合の再交付に ついては、徴収しない。	

号イ(3) 及び口 (3)によ りエネル ギー消費 確 かめられ た住宅部 分	(略)
---	-----

別表第5(第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
4 その他 の交付手 数料	個人番号カード 再交付手数料	(略)	有効期間が満了するま での期間が3月末満と なり個人番号カードを 返納した場合、有効期 間が満了した個人番号 カードを返納した場 合、追記欄の余白がな くなつた場合、個人番 号若しくは住民票コー ド変更により返納した 場合、国外転出により 返納した場合又は記載 事項を変更するために	

			(略)

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：別表第 1 関係： 土木部 建築課

別表第 5 関係：市民生活部 市民課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	別表第 1 関係：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、新たに追加された評価方法、手数料等を規定するため、所要の改正を行うもの。 別表第 5 関係：個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の改正に伴い、国庫補助の対象となった個人番号カードの再交付手数料について、手数料を徴収しない旨を規定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 別表第 1 関係 ・共同住宅において、共用部分を評価しない方法で低炭素基準及び一次エネルギー消費基準を求めた場合に床面積から共用部分を除く旨を追加 ・住宅の簡易な省エネ性能評価方法の追加 2 別表第 5 関係 次の場合において、個人番号カードを返納した場合の再交付手数料を徴収しない旨を追加 ・有効期間満了まで 3 月未満となった場合 ・有効期間が満了した場合 ・特別養子縁組による氏名又は性別変更による性別の変更により記載事項を変更する場合		
関係する法令及びその条項	別表第 1 関係： ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令第 1 号 / 国土交通省令第 1 号） ・建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省 / 国土交通省 / 環境省 告示第 119 号） 別表第 5 関係： ・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱（平成 27 年総行住第 65 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第43号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例
都成18年条例第245号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者（同居者を含む。）は、次（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第6号）の条件を満たす者でなければならない。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者（同居者を含む。）は、次（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第4号及び第6号）の条件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人（市内又は都城市に隣接する市町（以下「市内等」という。）に居住する者であつて、独立の生計を営み、かつ、市長が適当と認めるものに限る。）2人の連署する都城市営住宅賃貸契約書（以下「契約書」という。）を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

6 出その他の事由により第1項第1号に定める資格を喪失したとき、又は市長が連帯保証人として不適当と認めたときは、その変更を求めるときは、市長が定めるところにより、これに代わる連帯保証人を立て、市長の承認を得なければならない。

6 入居者は、連帯保証人が死亡、破産の宣告、市内等からの転出第1項第1号に定める資格を喪失したとき、又は市長が連帯保証人として不適当と認めたときは、その変更を求めるときは、市長が定めるところにより、これに代わる連帯保証人を立て、市長の承認を得なければならない。

7 第1項第1号に規定する連帯保証人の債務の負担は、入居者の入居時における近傍同種の住宅の家賃（第15条第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の12月分に相当する金額を限度とする。

8 第1項第1号及び前項の規定は、第6項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。この場合において、前項中「入居者の入居時における」とあるのは、「連帯保証人の変更時における」と読み替えるものとする。

（家賃の決定）

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者が、その請求に応じないとときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 （略）

2・3 （略）

4 市長は、市営住宅の入居者（公営住宅法施行規則第8条各号で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めたときは、第1項の規定にかかる

わらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求又は公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(敷金)

第42条 (略)

2 (略)

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 (略)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間に受けた家賃の額との差額に年5分の割合額とそれまでに支払を受けた家賃の額との割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近

(敷金)

第19条 (略)

2 (略)

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 (略)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間に受けた家賃の額との差額に年5分の割合額とそれまでに支払を受けた家賃の額との割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近

近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。	傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
4 (略)	4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(都城市単独住宅条例の一部改正)
- 2 都城市単独住宅条例（平成18年条例第247号）の一部を次のように改正する。
第8条中「第12条第1項第2号」を「第12条第1項第1号」に改め、「「都城市単独住宅賃貸契約書」と「、第12条第7項中「近傍同種の住宅の家賃（第15条第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）」とあるのは「単独住宅の家賃」と」を加える。

議案第 43 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 建築課】

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	民法等の改正に伴い、債権関係の規定等を整備するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 入居者の資格の特例の追加（第 6 条） <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の資格の特例に東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法に規定する特定帰還者及び居住制限者を追加 2 連帯保証人に関する規定の整備（第 12 条） <ul style="list-style-type: none"> ・居住制限の削除 ・債務の負担の極度額の設定 3 一部入居者（認知症患者等）の収入申告方法等の追加（第 15 条） 4 敷金を未履行の債務の弁済に充てることができる旨を追加（第 19 条） 5 明渡請求に係る利息の割合を「法定利率」に変更（第 42 条）		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・民法（明治 29 年法律第 89 号） ・公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号） 		
制定改廃を要する関係条例等	・都城市単独住宅条例		
備考			

議案第44号

都城市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
都城市特定公共賃貸住宅条例（平成18年条例第249号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入居の手続) 第11条 入居決定者は、決定のあつた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 連帯保証人（市内等に居住する者又は3親等以内の親族に限る。）2人の連署する都城市特定公共賃貸住宅賃貸契約書（以下「契約書」という。）を提出すること。 (2) (略) 2～5 (略)	(入居の手続) 第11条 入居決定者は、決定のあつた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 連帯保証人（独立の生計を當み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有し、市区町村税を滞納していない者で市長が適当と認めるものに限る。）2人の連署する都城市特定公共賃貸住宅賃貸契約書（以下「契約書」という。）を提出すること。 (2) (略) 2～5 (略)
6 入居者は、連帯保証人が死亡、破産の宣告、市内等からの転出その他の事由により第1項第1号に定める資格を喪失したとき若しくは連帯保証人を変更しようとするとき、又は市長が連帯保証人として不適当と認め、その変更を求めたときは、市長が定めるところにより、これに代わる連帯保証人を立て、市長の承認を得なければならぬ。 7 第1項第1号に規定する連帯保証人の債務の負担は、入居者の入居時における家賃の12月分に相当する金額を限度とする。 8 第1項第1号及び前項の規定は、第6項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。この場合において、前項中「入居者の入居中における」とあるのは、「連帯保証人の変更時における」と読み替えるものとする。	6 入居者は、連帯保証人が死亡、破産の宣告その他の事由により第1項第1号に定める資格を喪失したとき若しくは連帯保証人を変更しようとするととき、又は市長が連帯保証人として不適当と認め、その変更を求めたときは、市長が定めるところにより、これに代わる連帯保証人を立て、市長の承認を得なければならない。 7 第1項第1号に規定する連帯保証人の債務の負担は、入居者の入居時における家賃の12月分に相当する金額を限度とする。 8 第1項第1号及び前項の規定は、第6項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。この場合において、前項中「入居者の入居中における」とあるのは、「連帯保証人の変更時における」と読み替えるものとする。

第19条 (略)

第19条 (略)

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 44 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 建築課】

条例名	都城市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	民法の改正に伴い、債権関係の規定を整備するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 連帯保証人に関する規定の整備（第 11 条） <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人の要件を居住要件又は親族要件から収入要件に変更 ・債務の負担の極度額の設定 2 敷金を未履行の債務の弁済に充てることができる旨を追加（第 19 条）		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・民法（明治 29 年法律第 89 号） 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第45号

都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に都城市企業立地促進条例第4条第1項の規定により指定された指定事業者又は当該指定事業者の立地支援企業の工場等については、別表第1に掲げる集落居住環境保全型地区の項第7号、田園系生活拠点型地区の項第6号、沿道利用保全型地区の項第6号及びインター周辺整序型地区の項第6号の規定は、平成32年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に都城市企業立地促進条例第4条第1項の規定により指定された指定事業者又は当該指定事業者の立地支援企業の工場等については、別表第1に掲げる集落居住環境保全型地区の項第7号、田園系生活拠点型地区の項第6号、沿道利用保全型地区の項第6号及びインター周辺整序型地区の項第6号の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 都市計画課】

条例名	都城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 12 月
制定改廃の目的・背景	市が奨励措置を行う立地指定企業に対する特定用途制限地域における建築物の制限の緩和措置を延長するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>都城市企業立地促進条例第 4 条第 1 項の規定により指定された指定事業者又は当該指定事業者の立地支援企業の工場等に対する特定用途制限地域における建築物の制限の緩和措置の延長（附則第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年（令和 2 年）3 月 31 日まで→令和 7 年 3 月 31 日まで 		
関係する法令及びその条項	都城市企業立地促進条例（平成 18 年条例第 207 号）第 4 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第46号

都城市食肉センター運営基金条例及び都城市食肉センター条例を廃止
する条例の制定について

都城市食肉センター運営基金条例及び都城市食肉センター条例を廃止する条例を
別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市食肉センター運営基金条例及び都城市食肉センター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 都城市食肉センター運営基金条例（平成18年条例第82号）
- (2) 都城市食肉センター条例（平成18年条例第179号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(都城市特別会計条例の一部改正)
- 2 都城市特別会計条例（平成18年条例第62号）の一部を次のように改正する。
第1条第1号を削り、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第 46 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：農政部 畜産課】

条例名	都城市食肉センター運営基金条例及び都城市食肉センター条例を廃止する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	都城市食肉センターを令和 2 年 4 月 1 日付けで民間譲渡することに伴い、関係条例の改廃を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 2 つの条例の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・都城市食肉センター運営基金条例 ・都城市食肉センター条例 2 都城市特別会計条例の一部改正（附則による改正） <ul style="list-style-type: none"> ・都城市食肉センター特別会計の号の削除 			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市特別会計条例（平成 18 年条例第 62 号） 			
備考				

議案第47号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例
都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同様に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 新規雇用従業員 設置した工場等の操業開始日の前後それぞれ1年（情報サービス施設にあっては、操業開始日の直後それぞれ2年）以内に新たに雇用された者（雇用保険被保険者に限る。）で、規則で定める雇用奨励金の交付申請書の提出日まで引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されているものをいう。</p> <p>(16) <u>新規雇用従業員</u> <u>新規雇用従業員</u>のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第35条に規定する被保険者資格を有し、かつ、同法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級が規則で定める等級以上であるものをいう。</p> <p>(17) <u>新規学卒者</u> 特定新規雇用従業員のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校並びに特別支援学校における幼稚部及び小学部を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校を卒業したもので、卒業日の翌月の初日から3年以内に雇用されたものをいう。</p> <p>(18) <u>U I J ターン者</u> 特定新規雇用従業員のうち、設置した工場等において、勤務を開始した日の1年前の日から当該勤務開始日までに市外（宮崎県北諸県郡三股町並びに鹿児島県曾於市及び志布志市を除く。）から転入してきたものをいう。</p> <p>（障害者の雇用促進）</p>	(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 新規雇用従業員 設置した工場等の操業開始日の前後それぞれ1年（情報サービス施設にあっては、操業開始日の直後それぞれ2年）以内に新たに雇用された者（雇用保険被保険者に限る。）で、規則で定める雇用奨励金の交付申請書の提出日まで引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されているものをいう。</p> <p>(16) <u>新規雇用従業員</u> <u>新規雇用従業員</u>のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第35条に規定する被保険者資格を有し、かつ、同法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級が規則で定める等級以上であるものをいう。</p> <p>(17) <u>新規学卒者</u> 特定新規雇用従業員のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校並びに特別支援学校における幼稚部及び小学部を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校を卒業したもので、卒業日の翌月の初日から3年以内に雇用されたものをいう。</p> <p>(18) <u>U I J ターン者</u> 特定新規雇用従業員のうち、設置した工場等において、勤務を開始した日の1年前の日から当該勤務開始日までに市外（宮崎県北諸県郡三股町並びに鹿児島県曾於市及び志布志市を除く。）から転入してきたものをいう。</p> <p>（障害者の雇用促進）</p>

第6条 指定事業者は、その設置する工場等において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者雇用率を達成するよう努めなければならぬ。

別表第1（第5条関係）

奨励措置類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	第4条第1項に該当する者。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税率免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条による固定資産税の課税免除を受けようとする者につきは、適用しなさい。	設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課すことになる年度から3年間にについて、地方税法第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条による固定資産税の課税免除を受けようとする者につきは、適用しなさい。	（略）

第6条 指定事業者は、その設置する工場等において、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数以上の対象障害者（同法第37条第2項に規定する対象障害者をいう。）を雇用するよう努めなければならない。

別表第1（第5条関係）

奨励措置類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	第4条第1項に該当する者。ただし、新規事業の促進のために固定資産税の課税率免除に関する条例（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条による固定資産税の課税免除を受けようとする者につきは、適用しなさい。	設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課すことになる年度から3年間にについて、地方税法第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条による固定資産税の課税免除を受けようとする者につきは、適用しなさい。	（略）

		うとする家屋及び 賃貸並びにこ れらの敷地である 土地については、 適用しない。
		次に掲げる額を交 付するものとし、 交付の回数は、設 置した1工場等に つき、1回に限る。 <u>1億円</u>
雇用奨励金の当 し、かつ、工場 (情報サービス設 施)を除く。この 項目において同じ。) を立地する者。た だし、障害者の雇 用の促進等に關す る法律により障害 者の雇用を義務付 けられている者に あつては、設置し た工場等において、 雇用奨励金交 付の申請時に、同 法第43条第1項に 規定する法定雇用 障害者数以上を雇 用している指定事 業者	次の各号のいづれかの雇用区分に応じ、 当該各号に定める額とする。 <u>(1) 雇用増 加が100人 未満の場合 3,000万円</u> <u>(2) 雇用増 加が100人 以上の場合 4,000万円</u>	第4条第1項に該 するものとし、 施設を除く。この 項目において同じ。) を立地する者。た だし、設置した工 場等において、雇 用奨励金交付の申 請時に、雇用する 労働者の数に障害 者の雇用の促進等 に関する法律第43 条第2項に規定す る障害者雇用率を 乗じて得た数以上 の障害者を雇用し ている指定事業者 に限る。 <u>(1) 新規雇用 従業員の数に 30万円を乗じ て得た額。ただし、 新規雇用従業員 が障害者であるとき は、当該従業員1 人当たりの雇 用奨励金の額 を3割増しと する。</u> <u>(2) 前号に規 定する。</u>

<p>が100人以上の場合は、新規雇用従業員のうち、乗じて得た額。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。</p>	<p>第4条第1項に該当し、かつ、情報交付の回数は、1回に限る。</p>	<p>(1) 新規雇用従業員の数に50万円を乗じて得た額</p>
<p>定する新規雇用従業員のうち、特定新規雇用従業員、新規学卒者又はUJTセンター者については、前号に規定する額に規定で定める額をそれぞれ加えた額</p>	<p>次に掲げる額を交付するものとし、設置した工場等における、雇用奨励金の当該施設を立地する者。ただし、設置した工場等における、雇用奨励金の申請に係る労働回に限る。</p>	<p>(1) 新規雇用従業員のうちの操業開始日の前2年及び後1年以内に雇用した数に50</p>

法定雇用障害者数
以上を雇用している
指定事業者

(2) 操業開始した日から、
操業開始日から起算して2年を経過した日までの間ににおける規則で定めることと定めた新たに雇用された被保険者（雇用保険者に限る。）の増加数に50万円を乗じて得た額

(3) (略)

害者を雇用している
指定事業者に限る。

万円を乗じて得た額

(2) 新規雇用
従業員のうち、操業開始した日から起算して1年を経過した日の翌日から、操業開始して2年を経過した日までの間ににおける規則で定めることと定めた従業員の増加数に50万円を乗じて得た額

(3) (略)

(4) び第2号に規定する新規雇用
従業員のうち、特定新規雇用従業員、新規卒業者又

(略)			
(略)			

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

議案第 47 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地推進室】

条例名	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例																					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																					
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月																		
制定改廃の目的・背景	安定的な雇用の場の確保や給与水準の向上、人材流出の抑制を目的として、質の高い雇用の創出及び人材の確保に取り組む立地企業に対して現行の奨励措置に加算を行い、より魅力ある雇用を促進するため、所要の改正を行うもの。																					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 用語の定義の追加及び整理（第 2 条）</p> <p>2 雇用奨励金の加算措置の追加等（別表第 1）</p> <p>雇用奨励金（1 人当たり）の変更内容は次の表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">【改正案】</th> </tr> <tr> <th>対象業種</th> <th>奨励金</th> <th>限度額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場（製造業） 流通関連業 試験研究施設 観光施設 コールセンター施設</td> <td>100人未満 100人以上</td> <td>30万円 40万円</td> <td>3千万円 4千万円</td> </tr> <tr> <td>情報サービス施設</td> <td>50万円</td> <td rowspan="5">1億円</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>中心拠点区域 特定区域</td> <td>60万円 80万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 表中の級は、標準報酬月額等級を表す。 ※2 標準報酬月額12級以上の者のみ、加算を適用する。（等級については規則で規定）</p> <p>3 その他文言等の整理</p>				【現行】		【改正案】		対象業種	奨励金	限度額		工場（製造業） 流通関連業 試験研究施設 観光施設 コールセンター施設	100人未満 100人以上	30万円 40万円	3千万円 4千万円	情報サービス施設	50万円	1億円		中心拠点区域 特定区域	60万円 80万円
【現行】		【改正案】																				
対象業種	奨励金	限度額																				
工場（製造業） 流通関連業 試験研究施設 観光施設 コールセンター施設	100人未満 100人以上	30万円 40万円	3千万円 4千万円																			
情報サービス施設	50万円	1億円																				
中心拠点区域 特定区域	60万円 80万円																					
関係する法令及びその条項	なし																					
制定改廃を要する関係条例等	なし																					
備考																						

議案第48号

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
都城市公設地方卸売市場業務条例（平成18年条例第215号）の一部を改正する条例
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者（第10条—第18条）</p> <p>第2節 仲卸業者（第19条—第27条）</p> <p>第3節 買受人（第28条—第31条）</p> <p>第4節 関連事業者（第32条—第37条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済方法（第38条—第55条）</p> <p>第4章 卸売の業務に関する品質管理（第56条）</p> <p>第5章 市場施設の利用（第57条—第65条）</p> <p>第6章 監督（第66条—第68条）</p> <p>第7章 市場運営協議会（第69条）</p> <p>第8章 雜則（第70条—第80条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者（第10条—第24条）</p> <p>第2節 仲卸業者（第25条—第34条）</p> <p>第3節 買受人（第35条—第39条）</p> <p>第4節 関連事業者（第40条—第46条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済方法（第47条—第59条）</p> <p>第4章 市場施設の利用（第60条—第68条）</p> <p>第5章 監督（第69条—第71条）</p> <p>第6章 市場運営協議会（第72条）</p> <p>第7章 雜則（第73条—第83条）</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び卸売市場法施行条例（昭和46年宮崎県条例第50号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、都城市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営及び施設の管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって地元住民の生活安定に資することを目的とする。</p>

る。

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 面積 91,881平方メートル

(管理業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第63条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。

(3) 第63条第4項に規定する市場利用料金として收受させる場合において、当該市場利用料金の減免及び還付に関するこ

と。

(4)～(6) (略)

(取扱品目)

第7条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類ごとに当該各号に定める物品とする。

(1) 青果部 野菜、果実及びこれら加工品並びに規則で定めるその他の食料品

(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品

(3) 花き部 花き及びその加工品

2 (略)

(開場の時間)

第9条 開場の時間は、午前6時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるとときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができます。

2 御売業者 (法第58条第1項及び県条例第5条第1項の規定に

(市場の名称及び位置)

第2条 市場の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 面積 91,881平方メートル

(管理業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第66条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。

(3) 第66条第4項に規定する市場利用料金として收受させる場合において、当該市場利用料金の減免及び還付に関するこ

と。

(4)～(6) (略)

(取扱品目)

第7条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類ごとに当該各号に定める物品とする。

(1) 青果部 野菜、果実及び市場の取扱品目の加工品並びに規則で定める食料品

(2) 水産物部 生鮮水産物及び市場の取扱品目の加工品

(3) 花き部 花き及び市場の取扱品目の加工品

2 (略)

(開場の時間)

第9条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるとときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを臨時に変更することができます。

2 御売業者 (市場において卸売の業務 (市場に出荷される物品

より知事の許可を受けて、市場において卸売の業務（市場に出荷される物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受け、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻及び販売終了時刻は、前条の開場の時間の範囲内で規則で定める。

(卸売業務の許可)

第11条 卸売業者として卸売の業務を行おうとする者は、第7条の取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
(2) 榜錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 市場の卸売業の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
(4) 卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき。

(6) 法人であって、その業務を遂行する役員のうちに第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があると

について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受け、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おう者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前条の開場の時間の範囲内で規則で定める。

<p>(保証金の預託)</p> <p><u>第11条</u> 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保証金の額)</p> <p><u>第12条</u> 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33.33%;"><u>(1) 農果部</u></td> <td><u>100万円以上1,000万円以内</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 水産物部</u></td> <td><u>100万円以上1,000万円以内</u></td> </tr> <tr> <td><u>(3) 花き部</u></td> <td><u>100万円以上1,000万円以内</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>(保証金の追加預託)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(保証金の充当等)</p>	<u>(1) 農果部</u>	<u>100万円以上1,000万円以内</u>	<u>(2) 水産物部</u>	<u>100万円以上1,000万円以内</u>	<u>(3) 花き部</u>	<u>100万円以上1,000万円以内</u>	<p><u>第12条</u> 卸売業者は、御売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保証金の額)</p> <p><u>第13条</u> 卸売業者の預託すべき保証金の額は、規則で定める。</p>	<p><u>第12条</u> 卸売業者は、御売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保証金の追加預託)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(保証金の充当等)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、御売業者がその市場使用料その他の市場に関する納入すべき金額(消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額」という。)を含む。)の納入を怠つたときは、次項の規定にかかわらず保証金をこれに充てができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保証金の返還)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p><u>第17条</u> 卸売業者は、規則で定めるところにより事業報告書を作成する。</p>
<u>(1) 農果部</u>	<u>100万円以上1,000万円以内</u>							
<u>(2) 水産物部</u>	<u>100万円以上1,000万円以内</u>							
<u>(3) 花き部</u>	<u>100万円以上1,000万円以内</u>							

成し、市長に提出しなければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第18条 市長は、卸売業者が第11条第3項第1号から第3号まで若しくは第5号のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認められたときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項の許可の通知を受けた日から起算して、1月以内に第12条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第11条第1項の許可の通知を受けた日から起算して、1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その業務を的確に遂行しないとき。

3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に對し、処分の原因となつた理由を通知して、その者又は代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えるべき。

(卸売業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第19条 卸売業者が営業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設

立された法人又は分割により当該業務を承継した法人には、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第11条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請者」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売の業務の相続)

第20条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き當もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可がなかつた旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第11条第1項の許可是、その相続人に對してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第11条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条中「第1項の許可の申請者」とあるのは、「第20条第1項の認可の申請者」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

<p><u>第21条</u> 銀売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</u></p> <p>(2) <u>氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。</u></p> <p>(3) <u>法人である場合にあつては、資本若しくは出資の額、役員の氏名又は定款若しくは規約等を変更したとき。</u></p> <p>(4) <u>卸売の業務を廃止したとき。</u></p>	<p>(せり人の承認)</p>
<p><u>第22条</u></p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>3 市長は、前項の規定により承認の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受け復権を得ない者であるとき。</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(3) <u>次条又は第72条第5項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</u></p>
<p>3 市長は、前項の規定により承認の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) <u>破産者で復権を得ないものであるとき。</u></p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(3) <u>第17条又は第68条第5項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</u></p>
<p>3 市長の承認を受けた取扱品目の部類に属する物品について卸売業者が行う卸売に参加する者（仲卸業者を除く。以下「買受人」という。）又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。</p>	<p>(4) 市場の仲卸業者（第26条第1項の規定により、市長の許可を受けて、市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務を行う者をいう。以下同じ。）若しくは買受人（第35条第1項の規定により、市場の承認を受けた取扱品目の部類に属する物品について卸売業者が行う卸売に参加する者（仲卸業者を除く。）又はこれら者の役員若しくは使用人であるとき。</p>
<p>(5) <u>暴力団関係者であるとき。</u></p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(せり人の承認の取消し)</p>	<p>(せり人の承認の取消し)</p>

第17条	(略)	(せり人の規律)
第18条	せり人は、卸売のせりに従事するときは、市長が定める記章等を着用しなければならない。	
2	(略)	(仲卸業者の数の最高限度)
第19条	仲卸業者(次条第1項の規定により、市長の許可を受けて、市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、次の各号に掲げる部類ごとに当該各号に定めるとおりとする。	
	(1)～(3)	(略)
		(仲卸業務の許可)
第20条	(略)	2 (略)
3	市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。	
	(1)	申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
2	(略)	(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
3	市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。	(3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
	(1)	(4) 申請者が仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用者であるとき。	(6) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
(6) 申請者が法人であるとき。	(7) 法人であって、その業務を遂行する役員のうちに第1号から第3号まで、第5号又は前号のいずれかに該当する者があるとき。
(7)	(8) (略)
4 第1項に規定する許可の有効期間は、許可の日から起算して5年間とする。	(仲卸業者の許可の更新) 第27条 仲卸業者が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における仲卸しの業務を行おうとするときは、許可の更新を受けなければならない。
2 前項の許可の更新を受けようとする仲卸業者は、許可の有効期間満了の日の30日前までに、規則で定める許可(更新)申請書を市長に提出しなければならない。	第28条 仲卸業者は、第26条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。
2 (略)	(保証金の預託)
第21条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。	第28条 仲卸業者は、第26条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。
2 (略)	(保証金の額)
第22条 (略)	第29条 (略)
2 第12条第2項及び第13条から第15条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。この場合において、第13条から第15条までの規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と読み替えるものとする。	2 第13条第2項及び第14条から第16条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。この場合において、第14条から第16条までの規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、第15条第2項の規定中「卸売の業務」とあるのは「仲卸しのため」と読み替えるものとする。

(5) 暴力団関係者であるとき。	(6) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
(7)	(8) (略)
4 第1項に規定する許可の有効期間は、許可の日から起算して5年間とする。	(仲卸業者の許可の更新) 第27条 仲卸業者が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における仲卸しの業務を行おうとするときは、許可の更新を受けなければならない。
2 前項の許可の更新を受けようとする仲卸業者は、許可の有効期間満了の日の30日前までに、規則で定める許可(更新)申請書を市長に提出しなければならない。	第28条 仲卸業者は、第26条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。
2 (略)	(保証金の預託)
第21条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。	第28条 仲卸業者は、第26条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。
2 (略)	(保証金の額)
第22条 (略)	第29条 (略)
2 第12条第2項及び第13条から第15条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。この場合において、第13条から第15条までの規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と読み替えるものとする。	2 第13条第2項及び第14条から第16条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。この場合において、第14条から第16条までの規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、第15条第2項の規定中「卸売の業務」とあるのは「仲卸しのため」と読み替えるものとする。

(仲卸業務の許可の取消し)

第23条 市長は、仲卸業者が第20条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなく、又はその業務を適確に遂行することができることとができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいづれかに該当するとときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して、1ヶ月以内に第21条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して、1ヶ月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) その業務を適確に遂行しないとき。

3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該处分の相手方に対し、相当な期間をおいた上、期日、場所及び处分の原因となった理由を通知して、その者又は代理人が証拠提示し、意見を陳述する機会を与えるなければならない。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第24条 仲卸業者が営業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継せする場合に限る。）において当該合併又は分割について、市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により

(仲卸業務の許可の取消し)

第30条 第18条の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条の規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「第11条第3項」とあるのは「第26条第3項」と、「第11条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、「第12条第1項」とあるのは「第28条第1項」と読み替えるものとする。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第31条 第19条の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条の規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「第11条第3項」とあるのは「第26条第3項」と、「第19条第1項又は第2項」とあるのは「第31条において準用する第19条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第20条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第20条第3項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第24条第1項又は第2項の認可の申請者」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第25条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならぬ)。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人にに対してした第20条第1項の許可是、その相続人に對してしたものとみなす。

- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第20条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第20条第3項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第25条第1項の認可の申請者」と読み替えるものと

第32条 第20条の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条の規定中「仲卸業者」とあるのは「仲卸業者」と、「第11条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、「第11条第3項」とあるのは「第26条第3項」と、「第19条第1項」とあるのは「第31条において準用する第19条第1項」と読み替えるものとする。

する。
6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第26条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
 - (2) 氏名又は名称及び住所を変更したとき。
 - (3) 商号を変更したとき。
 - (4) 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名を変更したとき。
 - (5) 仲卸しの業務を終止したとき。
- 2 仲卸業者が死亡又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(営業報告書の提出)

第27条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した営業報告書を、その日から起算して60日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者については、毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者については、毎年12月31日

(買受人の承認)

第28条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当

(名称変更等の届出)

第33条 第21条の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条の規定中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と読み替えるものとする。

(営業報告書の提出)

第34条 仲卸業者は、規則で定めるとところにより、直近の営業報告書を、6月末日までに市長に提出しなければならない。

(買受人の承認)

第35条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当

する場合を除き、同項の承認をするものとする。
(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

- (2) (略)
(3) (略)

(4) 申請者が第30条又は第68条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

する場合を除き、同項の承認をするものとする。
(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

- (2) (略)
(3) 暴力団関係者であるとき。
(4) (略)
(5) 法人であって、その業務を遂行する役員のうちに第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

(6) 第38条又は第71条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

4 第1項に規定する承認の有効期間は、承認の日から起算して5年間とする。

(買受人の承認の更新)

第36条 買受人が承認の有効期間満了の日後も引き続き市場における買受けの業務を行おうとするときは、承認の更新を受けなければならない。
2 前項の承認の更新を受けようとする買受人は、承認の有効期間満了の日の30日前までに、規則で定める承認（更新）申請書を市長に提出しなければならない。

(名称変更等の届出)

第29条 前条第1項の承認を受けた買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(1)～(4) (略)
2 (略)

(買受人の承認の取消し)

(名称変更等の届出)

第37条 第35条第1項の承認を受けた買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(1)～(4) (略)
2 (略)

(買受人の承認の取消し)

<p><u>第30条</u> 市長は、買受人が<u>第28条第3項第1号</u>又は第3号に該当することとなつたときは、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>(買受人組合の届出)</p>	<p><u>第31条</u> (略)</p> <p>(関連事業者の許可)</p>	<p><u>第32条</u> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に對し、市場内の店舗その他の施設において営業(以下「<u>関連事業者</u>」といふ。)を許可することができる。</p> <p>(1) 第7条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者</p> <p>(2) 市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を當む者</p> <p>(3) 飲食店営業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を當む者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める業務を當む者</p>	<p>(1) 生鮮食料品等の販売等</p> <p>(2) 市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務</p> <p>(3) 飲食店営業その他市場の利用者及び來場者等に便益を提供するものとして規則で定める業務。なお、本号に掲げる業務を當む者については、市場における取引機能の対象外とする。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p>
			<p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する許可の有効期間は、許可の日から起算して5年間とする。</p> <p>(関連事業者の許可の更新)</p> <p><u>第41条</u> <u>前条第1項の許可を受けた者</u>(以下「<u>関連事業者</u>」といふ。)が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における営業を行おうとするときは、許可の更新を受けなければならない。</p>

<p><u>2</u> 前項の許可の更新を受けようとする関連事業者は、許可の有効期間満了の日の30日前までに、規則で定める許可(更新)申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第42条 市長は、第40条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p>
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 第44条又は第71条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p>
	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 暴力団関係者であるとき。</p>
	<p>(保証金)</p> <p>第43条 関連事業者は、第40条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。</p>
	<p>2～4 (略)</p>
	<p>5 第14条から第16条までの規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、第13条、第14条及び第15条中「卸売業者」とあるのは、「<u>関連事業者</u>」と、「<u>卸売の業務</u>」とあるのは「<u>関連事業</u>」と、第14条第2項の規定中「<u>卸売のため</u>」とあるのは「<u>関連事業のため</u>」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(許可の取消し)</p>
	<p>第44条 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するごとにとなつたときは、第40条第1項の許可を取り消すものとする。</p>
	<p>第33条 市長は、前条の許可を受けようとする者がある場合に該当する。</p>
	<p>(1) 破産者であるとき。</p>
	<p>(2) (略)</p>
	<p>(3) 第35条又は第68条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p>
	<p>(4) (略)</p>
	<p>(5) 暴力団関係者であるとき。</p>
	<p>(保証金)</p>
	<p>第34条 関連事業者は、第32条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。</p>
	<p>2～4 (略)</p>
	<p>5 第13条から第15条までの規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、第13条、第14条及び第15条中「卸売業者」とあるのは、「<u>関連事業者</u>」と、「<u>卸売の業務</u>」とあるのは「<u>関連事業</u>」と、第14条第2項の規定中「<u>卸売のため</u>」とあるのは「<u>関連事業のため</u>」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(許可の取消し)</p>
	<p>第35条 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するごとにとなつたときは、第32条第1項の許可を取り消すものとする。</p>

(1) 第32条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。	(1) 第40条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
(2) 第32条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。	(2) 第40条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
(3) 第33条第1号又は第2号に該当することとなつたとき。	(3) 第42条第1号、第2号又は第5号に該当することとなつたとき。
(4) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。	(4) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。
	(5) (略)
	(関連事業者の規制等)
第36条 (略)	第45条 (略)
(名称変更等の届出)	(名称変更等の届出)
第37条 (略)	第46条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第27条の規定は、関連事業者の営業報告書の提出について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。	3 第34条の規定は、関連事業者の営業報告書の提出について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。
第3章 売買取引及び決済方法	第3章 売買取引及び決済方法
	(開設者の責務)
	第47条 市長は、市場の業務の運営に關し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し、不當に差別的な取扱いをしてはならない。
	(売買取引の原則)
	第48条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならぬ。
	(売買取引の方法)

(1) 第32条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。	(1) 第40条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
(2) 第32条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。	(2) 第40条第1項の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
(3) 第33条第1号又は第2号に該当することとなつたとき。	(3) 第42条第1号、第2号又は第5号に該当することとなつたとき。
(4) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。	(4) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。
	(5) (略)
	(関連事業者の規制等)
第45条 (略)	第45条 (略)
(名称変更等の届出)	(名称変更等の届出)
第46条 (略)	第46条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第34条の規定は、関連事業者の営業報告書の提出について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。	3 第34条の規定は、関連事業者の営業報告書の提出について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。
第3章 売買取引及び決済方法	第3章 売買取引及び決済方法
	(開設者の責務)
	第47条 市長は、市場の業務の運営に關し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し、不當に差別的な取扱いをしてはならない。
	(売買取引の原則)
	第48条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならぬ。
	(売買取引の方法)

第38条 銀売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方

御売業者の売買取引の方法は、規則で定める。

第49条

法によらなければならぬ。

(1) 売り売又は入札の方法によることが適當である物品として規則で定めるもの 売り売又は入札の方法

(2) 每日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の数量又は割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適當である物品として規則で定めるもの 每日の卸売予定数量のうち、市長が物品の区分ごとに定める一定の数量又は割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の御売業者と一の御売業者との御売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。）

(3) 前2号以外の物品として規則で定めるもの 売り売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の数量又は割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、市長が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 市長は、第1項第2号の一定の数量若しくは割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

（取引参加者の決済の方法）

<p><u>第50条</u> 出荷者と卸売業者、卸売業者と仲卸業者又は買受人及び仲卸業者と買受人との決済の支払期日及び支払方法については、規則で定める。</p> <p>(卸売業者による売買取引条件の公表)</p> <p><u>第51条</u> 卸売業者は、取引品目その他売買取引の条件を公表しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する公表の内容は、規則で定める。</p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p><u>第40条</u> 第38条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p><u>第41条</u> 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは買受人にに対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第44条第1項の規定により承認を受けた受託契約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p><u>第42条</u> 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合</p> <p>ア 入荷量が著しく多いか、又は出荷された物品が仲卸業者</p>	<p><u>第53条</u> 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、買受人又は取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが受託契約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>
--	--

及び買受人にとつて品目又は品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合

イ 仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合

- (2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、卸売をする場合
- (3) 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間ににおいてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

- 第43条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買ひ受けではない。

(受託契約約款)

第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定め、規則で定めるとところにより、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第58条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
(2) 受託物品の保管に関する事項
(3) 受託物品の手入れ等に関する事項
(4) 受託場所に関する事項
(5) 送り状又は発送案内に関する事項

(6) <u>受託物品の上場に関する事項</u>	(7) <u>販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</u>
(8) <u>委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</u>	(9) <u>委託者の負担すべき費用に関する事項</u>
(10) <u>仕切りに関する事項</u>	(11) <u>第42条第1項ただし書第47条第3項又は第70条の規定による場合に関する事項</u>
(12) <u>前各号のほか重要な事項</u>	4 <u>前項に掲げる事項を変更しようとすることは、規則で定めるところにより、市長の承認を受ければならない。</u>
5 <u>卸売業者は、第1項及び前項の規定により受託契約款を定めたときは、卸売市場内の見えやすい場所にこれを見なければならない。</u>	4 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は買受人に請求することができる。
	(販売前における受託物品の検収)
第45条 <u>(略)</u>	第54条 <u>(略)</u>
	(卸売した物品の相手方の明示及び引取り)
第46条 <u>(略)</u>	第55条 <u>(略)</u>
2・3 <u>(略)</u>	2・3 <u>(略)</u>
4 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額を含む。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は買受人に請求することができます。	4 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は買受人に請求することができます。
	(仲卸業者の業務の規制)
第47条 <u>仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</u>	2 <u>仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の</u>

- 部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて当該市場の卸売業者から買入れることが困難なものと当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。
- (1) 仲卸業者が、規則で定めることにより、市長の許可を受けていること。
- (2) 当該市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間ににおいてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行いう者が卸売する生鮮食料品等を買入れる場合
- (3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間ににおいてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。
- イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (ア) 申請者の氏名又は名称
(イ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
(ウ) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(エ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
(オ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
(カ) 実施期間
(キ) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の

内容

(ク) 当該買入れをしなければならない理由

- 3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。
5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、規則で定めることにより、その旨を市長に届け出なければならない。
6 第2項第2号又は第3号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買い入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第48条 (略)

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第49条 (略)

- 2 卫生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
3 (略)

(卸売予定数量等)

- 第50条 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を指定管理者に報告しなければならない。
第51条 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに当日上場する物品について、品目ごとの数量を指定管理者に報告するとともに、公表しなければならない。

(売買取引の制限)

第56条 (略)

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第57条 (略)

- 2 卸売業者及び仲卸業者は、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
3 (略)

(卸売予定数量等の報告及び公表)

- 第58条 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに当日上場する物品について、品目ごとの数量を指定管理者に報告するとともに、公表しなければならない。

(1) 前開場日の卸売のための販売終了時刻後受領した物品及び当日の販売終了時刻までに受領する見込みの物品並びにこれらのうち當日上場する物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日当日卸売をした物品の数量及び価格（消費税額を含む。以下同じ。）を指定管理者に報告しなければならない。

3 (略)

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日当日卸売をした物品の数量及び価格（消費税額を含む。以下同じ。）を指定管理者に報告するとともに、主要な物品の数量及び価格については、公表しなければならない。

3 (略)

4 仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに、前月中に市場外から買入れをした物品の数量及び金額（消費税額を含む。）を指定管理者に報告しなければならない。

5 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに、前月中に支払をした奨励金等について、公表しなければならない。

(卸売予定期量等の公表)

第51条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにその日上場される物品について主要な品目の数量及びその主要な产地並びに前開場日に上場された主要な品目の数量及びその価格を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

2 指定管理者は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日に卸売された物品について、主要な品目の数量及びその価格を公表するものとする。この場合において、価格については、产地、等級別に高値、中値及び安値に区分してするものとする。

(仕切り及び送金)

第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対

第59条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにその日上場される物品について主要な品目の数量を公表するものとする。

2 指定管理者は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日に卸売された物品について、主要な品目の数量及びその価格を公表するものとする。

してその卸売をした日の翌日までに規則で定めるとところにより、売買仕切書及び売買仕切金（消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書及び売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。
2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額を除く。）、消費税額及び数量（当該委託者の責に帰すべき理由により第55条の規定による卸売の代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格（消費税額を除く。）、消費税額及び数量）を正確に記載しなければならない。
（委託手数料の率）
第53条 卸売業者が卸売りのための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額は、規則で定める。
（買受代金の即時支払義務）
第54条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買受けた物品の代金（買い受けた額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて仲卸業者及び買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。
2 前項ただし書の規定により、支払猶予の特約の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるとところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。
3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。
（1）当該特約が、その他の買受人に対して不当に差別的な取

扱いとなるものであるとさき。
(2) 当該特約により、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第55条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第56条 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

- (1) 施設の取扱品目
 - (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
 - (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の利用

(施設の利用指定期)

第57条 (略)

2～5 (略)

6 第13条から第15条までの規定は、第3項の保証金について準用する。この場合において、第14条から第16条までの規定中「卸売業者」とあるのは「第60条第2項の承認を受けた者」と、第

第4章 市場施設の利用

(施設の利用指定期)

第60条 (略)

2～5 (略)

6 第14条から第16条までの規定は、第3項の保証金について準用する。この場合において、第14条から第16条までの規定中「卸売業者」とあるのは「第60条第2項の承認を受けた者」と、第

14条第2項の規定中「卸売の業務を行なうこと」とあるのは「市場施設を利用すること」と、第15条第2項の規定中「卸売のため」とあるのは「市場施設の利用のため」と読み替えるものとする。	
（用途変更、転貸等の禁止）	（用途変更、転貸等の禁止）
第58条（略）	第61条（略）
（原状変更の禁止）	（原状変更の禁止）
第59条（略）	第62条（略）
（返還）	（返還）
第60条（略）	第63条（略）
（指定又は承認の取消しその他の規制）	（指定又は承認の取消しその他の規制）
第61条（略）	第64条（略）
（補修命令）	（補修命令）
第62条（略）	第65条（略）
（使用料等）	（使用料等）
第63条（略）	第66条（略）
2～4（略）	2～4（略）
5 前項の規定により指定管理者に市場利用料金を收受させるとときは、第14条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と、第22条第1項及び第57条第4項の規定中「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と、次条及び第65条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と読み替えるものとする。	5 前項の規定により指定管理者に市場利用料金を收受させるとときは、第14条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と、第22条第1項及び第57条第4項の規定中「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と、次条及び第60条第4項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と、次条及び第68条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市場使用料」とあるのは「市場利用料金」と読み替えるものとする。
6 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは市場使用者の負担とする。（使用料の減免）	6 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは市場利用者負担とする。（使用料の減免）

第64条 (略) (使用料の還付)	2・3 (略) (改善措置命令)	4 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、 <u>第57条第2項の許可を受けた市場施設利用者</u> に對し、 <u>その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求める職員</u> に <u>取引参加者の事務所</u> その他 <u>その他の業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること</u> ができる。
第65条 (略)	2・3 (略)	4 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、 <u>第60条第2項の承認</u> を受けた市場施設利用者に對し、 <u>当該業務又は会計に關し、必要な改善措置をするべき旨を命ずること</u> ができる。
第66条 市長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、 <u>卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は第57条第2項の許可を受けた市場施設利用者</u> に對し、 <u>その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求める職員に</u> 、 <u>卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は市場施設利用者の事務所</u> その他 <u>その他の業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること</u> ができる。	2・3 (略) (改善措置命令)	4 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、 <u>第60条第2項の承認</u> を受けた市場施設利用者に對し、 <u>当該業務又は会計に關し、必要な改善措置をするべき旨を命ずること</u> ができる。
第67条 (略)	2・3 (略)	4 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、 <u>第11条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
第68条 (略)	2・3 (略)	4 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
第69条 市長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、 <u>取引参加者</u> に對し、 <u>助言し、指導し、報告若しくは資料の提出を求める職員に</u> 、 <u>取引参加者の事務所</u> その他 <u>その他の業務若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること</u> ができる。	2・3 (略) (改善措置命令)	4 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、 <u>第60条第2項の承認</u> を受けた市場施設利用者に對し、 <u>当該業務又は会計に關し、必要な改善措置をするべき旨を命ずること</u> ができる。
第70条 (略)	2・3 (略)	4 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、 <u>第11条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、 <u>第20条第1項の許可</u> を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	3 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、 <u>第28条第1項の承認</u> を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。	4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1万円以下の過料を科し、 <u>第32条第1項の許可</u> を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
5・6 (略)	7 第18条第3項の規定は、前各項の取消処分について準用する。	8 第18条第3項の規定は、前各項の取消処分について準用する。
第23条第3項の規定は、前各項の取消処分について準用する。	第7章 市場運営協議会 (市場運営協議会)	第6章 市場運営協議会 (市場運営協議会)
第69条 (略)	第72条 (略)	第72条 (略)
2 協議会は、市場における公平かつ効率的な売買取引の確保に資するため、 <u>第52条第1号から第5号まで</u> に開する事項の変更に關し、市長に対して意見を述べることができます。	2 協議会は、市場における公平かつ効率的な売買取引の確保に資するため、 <u>第52条第1号から第5号まで</u> に開する事項の変更に關し、市長に対して意見を述べることができます。	2 協議会は、市場における公平かつ効率的な売買取引の確保に資するため、 <u>第52条第1号から第5号まで</u> に開する事項の変更に關し、市長に対して意見を述べることができます。
3～5 (略)	3～5 (略)	3～5 (略)
第8章 雜則 (卸売業務の代行)	第7章 雜則 (卸売業務の代行)	第7章 雜則 (卸売業務の代行)
第70条 (略)	第73条 (略)	第73条 (略)
(無許可営業の禁止)	(無許可営業の禁止)	(無許可営業の禁止)

第71条	(略)	(市場への出入り等に関する指示)
第72条	(略)	(市場秩序の保持等)
第73条	市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。	2 指定管理者は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るために必要な措置をとることができる。
第74条	(略)	(許可等の制限又は条件)
第75条	(略)	(市場秩序の保持等)
第76条	取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。	2 市長及び指定管理者は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るために必要な措置をとることができる。
第77条	(略)	(事業報告書)
第78条	指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第77条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。	(業務状況の聴取等)
第79条	(略)	(指定の取消し等)
第80条	(略)	(秘密保持義務)
第81条	(略)	(市長による管理)
第82条	第5条第1項の規定により指定管理者が指定されるまで	

の間又は第77条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

第80条 (略)

別表 (第66条関係)

種別	金額
(略)	
仲卸業者市場使用料 （略）	仲卸業者が第47条第2項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れ物品の販売金額の1,000分の3に相当する金額

備考 上記金額には、消費税及び地方消費税の額を含まない。

- 1 上記金額には、消費税額を含まない。
- 2 卸売金額とは、市場における全ての取扱品目の売買取引に係る金額をいう。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

別表 (第66条関係)

種別	金額
(略)	
仲卸業者市場使用料 （略）	市場外からの買入れ物品の販売金額の1,000分の3に相当する金額

備考 上記金額には、消費税額を含まない。

- 1 上記金額には、消費税額を含まない。
- 2 卸売金額とは、市場における全ての取扱品目の売買取引に係る金額をいう。

議案第 48 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：農政部 農政課】

条例名	都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 6 月 21 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	卸売市場法の改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として定めるべき共通のルール等を整備するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>主な改正項目</p> <p>1 第 1 章 総則</p> <p>①取扱品目（一部の品目を部類の枠組みを超えて取扱えるように改正）</p> <p>2 第 2 章 市場関係事業者</p> <p>①卸売業者の許可、取消、事業譲渡など（法改正→卸売業務規定削除）</p> <p>②売買参加者の許可等更新（仲卸業務等の機会の公平性の確保）</p> <p>3 第 3 章 売買取引及び決済の方法</p> <p>①売買取引の方法（販売方法規制緩和→せり売り、入札、相対取引のいずれか）</p> <p>②売買取引条件の公表（卸売業者は、売買取引条件等を公表）</p> <p>③決済の方法（支払期日、支払方法等について規則で規定）</p> <p>④売買取引の結果等の公表（開設者・卸売業者による取引結果等の公表）</p> <p>⑤卸売業者の取引ルール（第三者販売や自己買受け等を原則自由化へ）</p> <p>⑥仲卸業者の取引ルール（直荷引き等を原則自由化へ）</p>		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号） 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第49号

都城市地域農業活動拠点施設分担金徴収条例を廃止する条例の制定について

都城市地域農業活動拠点施設分担金徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

都城市長 池田宣永

都城市地域農業活動拠点施設分担金徴収条例を廃止する条例

都城市地域農業活動拠点施設分担金徴収条例（平成18年条例第360号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：農政部 農村整備課】

条例名	都城市地域農業活動拠点施設分担金徴収条例を廃止する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	公布の日		制定年月	平成 18 年 12 月
制定改廃の目的・背景	村づくり交付金梅北西地区地域活動拠点施設の整備に伴う事業費負担金の償還が平成 23 年度で終了したため、条例を廃止するもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	当該条例を廃止する。			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

工事請負契約の締結について

山之口保育所建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

1 契約の目的 山之口保育所建設（建築主体）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 304,150,000 円

4 契約の相手方 下森・田中 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町 4841 番地
株式会社 下森建装

議案第50号関係資料

山之口保育所建設（建築主体）工事

- 1 工事概要 山之口保育所建設工事に伴う建築主体工事
山之口保育所：鉄筋コンクリート造 平屋建
建築面積 796.14m² 延床面積 736.51m²
外部倉庫：鉄筋コンクリート造 平屋建
建築面積 13.50m² 延床面積 13.50m²
駐車場、歩路屋根：アルミ造 平屋建
建築面積 58.47m² 延床面積 48.36m²
- 2 予定価格 304,637,300円（消費税及び地方消費税込み）
276,943,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 304,150,000円（消費税及び地方消費税込み）
276,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 99.84%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
下森・田中特定建設工事共同企業体（70：30）	276,500,000	落札
清水・永倉特定建設工事共同企業体（60：40）	276,800,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 51 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

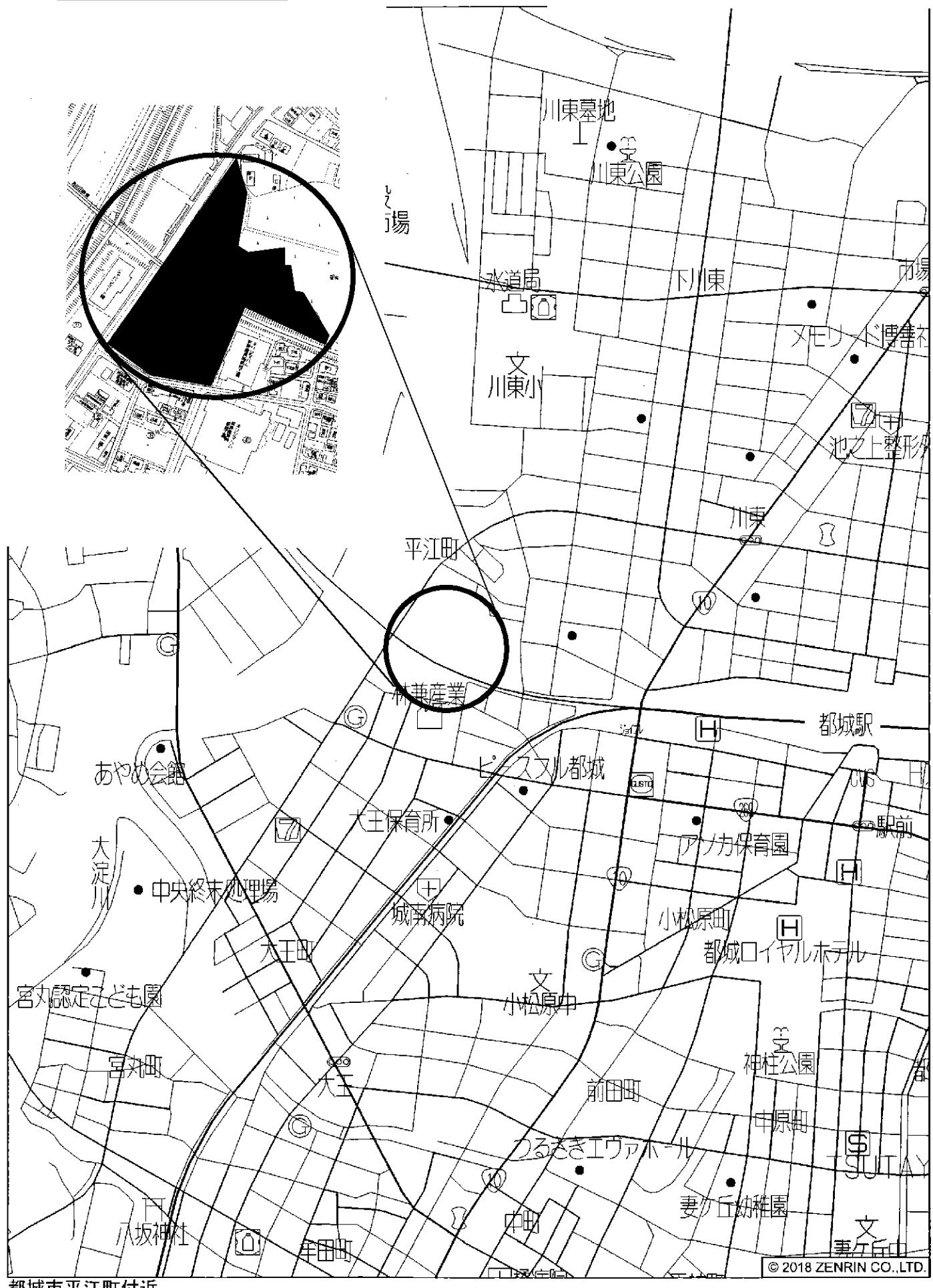
都城市長 池田 宜永

1 処分する土地の表示

所在地	地目	面積 (m ²)
都城市平江町 36 号 1 番	宅地	3, 602. 63
都城市平江町 36 号 2 番	宅地	5, 025. 54
都城市平江町 36 号 3 番 2	宅地	152. 44
都城市平江町 480 番 1	宅地	9, 946. 49

2 契約の金額 107, 490, 000 円

3 処分の相手方 都城市平江町 36 号 2 番地
都城ウエルネスミート株式会社





会 社 概 要

1 企 業 名 都城ウエルネスミート株式会社

2 代 表 者 代表取締役 中島 健一

3 所 在 地 都城市平江町36号2番地

4 設 立 年 平成18年10月3日

5 資 本 金 10,000,000円

6 事 業 内 容 と畜事業ほか

7 従 業 員 数 65名(平成31年3月31日現在)

8 沿 革 平成18年10月3日 会社設立

平成19年4月1日
令和2年3月31日] 都城市食肉センター指定管理者

議案第 52 号

財産の処分について

次のとおり建物を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

1 処分する建物の表示

名称 都城市食肉センター
所在地 都城市平江町 36 号 2 番地
構造及び面積 別紙建物等明細書のとおり

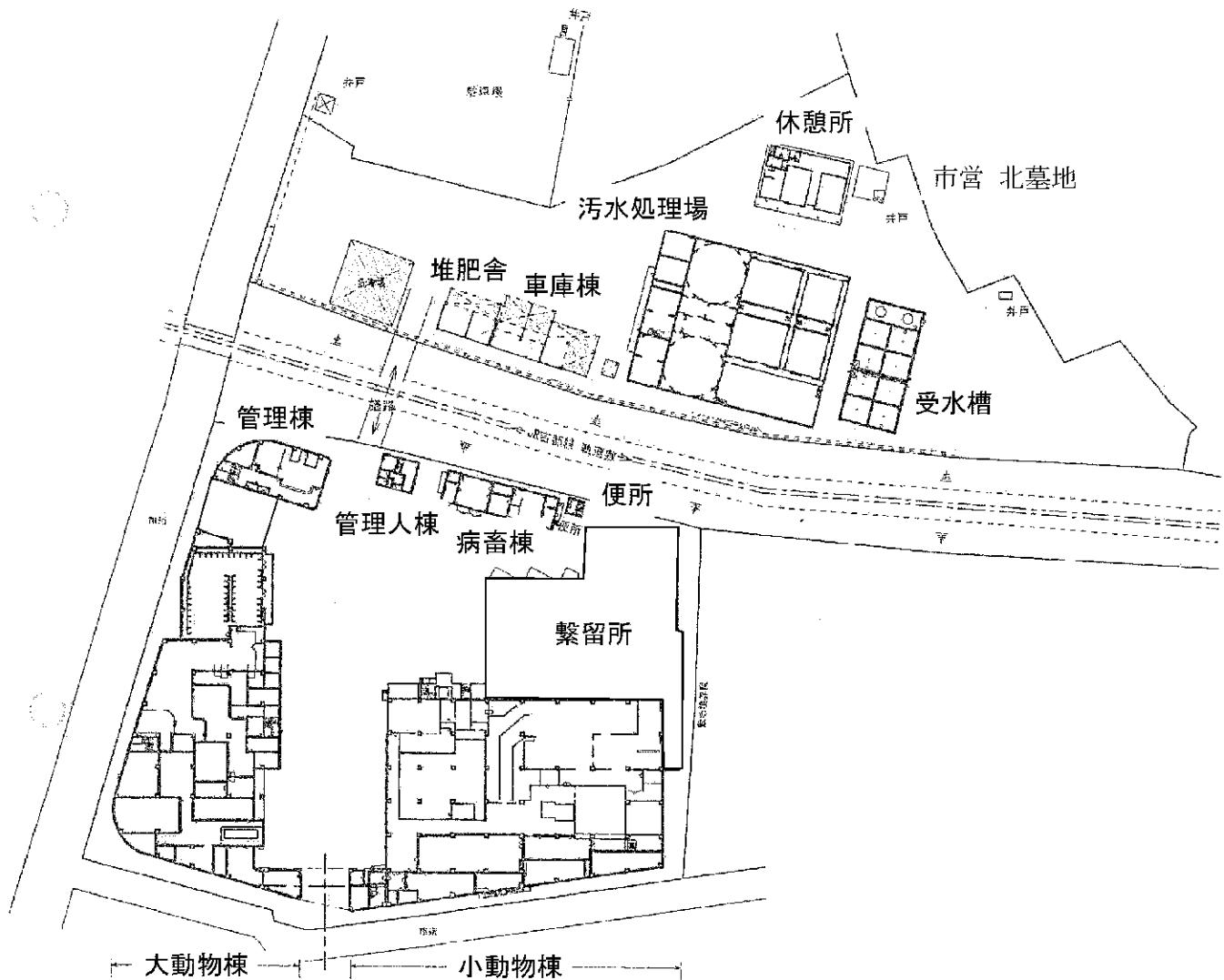
2 契約の金額 153,692,000 円

3 処分の相手方 都城市平江町 36 号 2 番地
都城ウエルネスマート株式会社

別紙

建物等明細書

区分	構造	面積(m ²)
大動物棟 小動物棟	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	7,267.81
繫留所	鉄骨造鋼板葺平屋建	1,027.11
管理人棟	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	70.00
病畜棟	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	165.00
便所	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	8.12
汚水処理場	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建	1,266.06
休憩所	木造瓦葺平屋建	159.00
受水槽	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	260.70
車庫棟	鉄骨造鋼板葺平屋建	72.95
堆肥舎	鉄骨造鋼板葺平屋建	52.53



議案第 53 号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

認定路線

沖水地区

路線番号	路線名	起点	終点	備考
40410	山野原410号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号①

五十市地区

路線番号	路線名	起点	終点	備考
50861	蓑原861号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号②

市街地北部地区

路線番号	路線名	起点	終点	備考
60597	郡元597号線	都城市 郡元町	都城市 郡元町	資料番号③

中郷東部地区

路線番号	路線名	起点	終点	備考
90276	下長飯276号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑤

廃止路線

市街地北部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
60292	菖蒲原292号線	都城市 菖蒲原町	都城市 菖蒲原町	資料番号④

山之口支所管内

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
100194	下花木194号線	都城市山之口町花木	都城市山之口町花木	資料番号⑥
100200	榎木200号線	都城市山之口町富吉	都城市山之口町富吉	資料番号⑦
100232	榎木232号線	都城市山之口町富吉	都城市山之口町富吉	資料番号⑦
100239	榎木239号線	都城市山之口町富吉	都城市山之口町富吉	資料番号⑦

高城支所管内

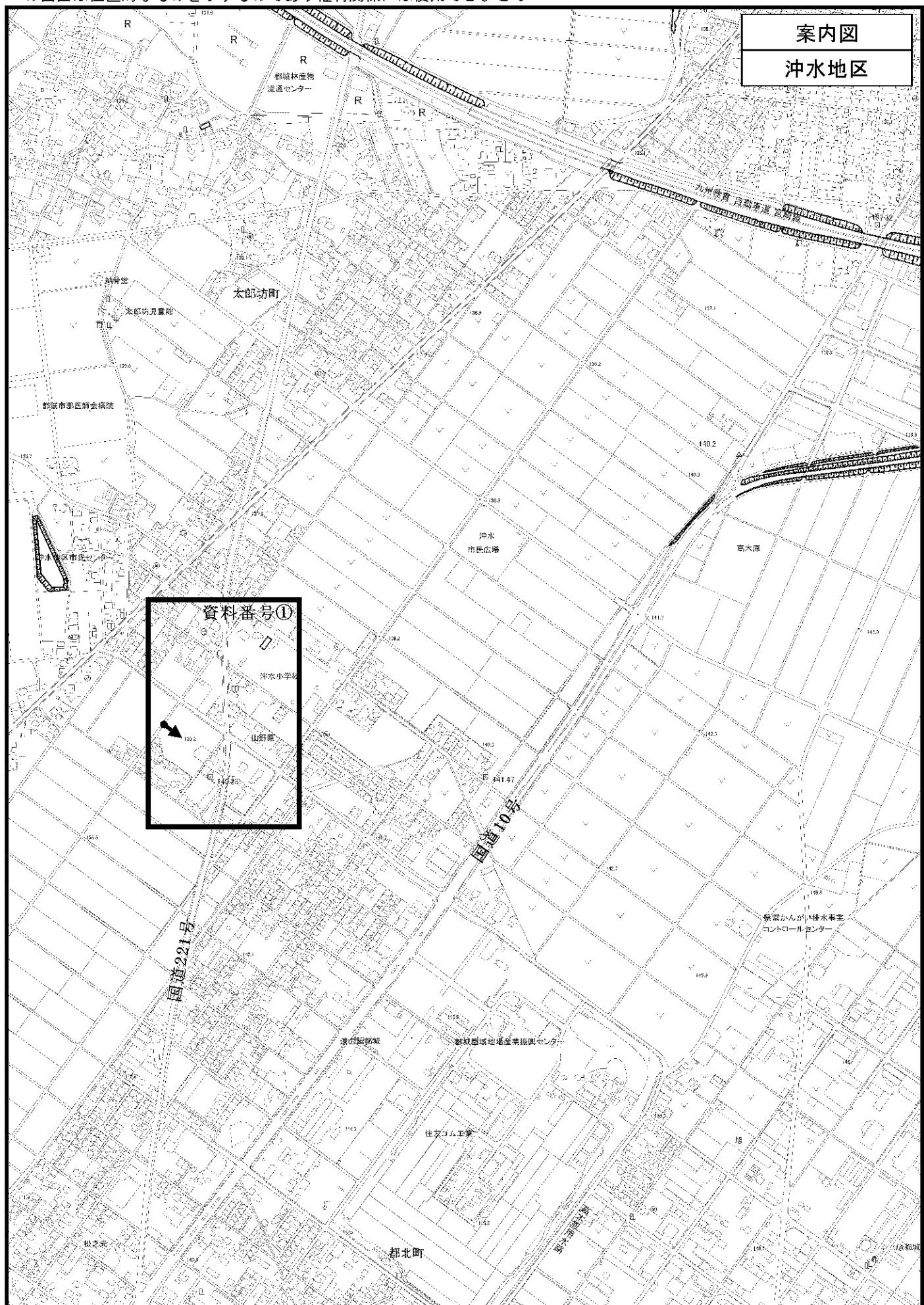
路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
110443	高八重443号線	都城市高城町有水	都城市高城町有水	資料番号⑧

議案第53号関係資料

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

案内図

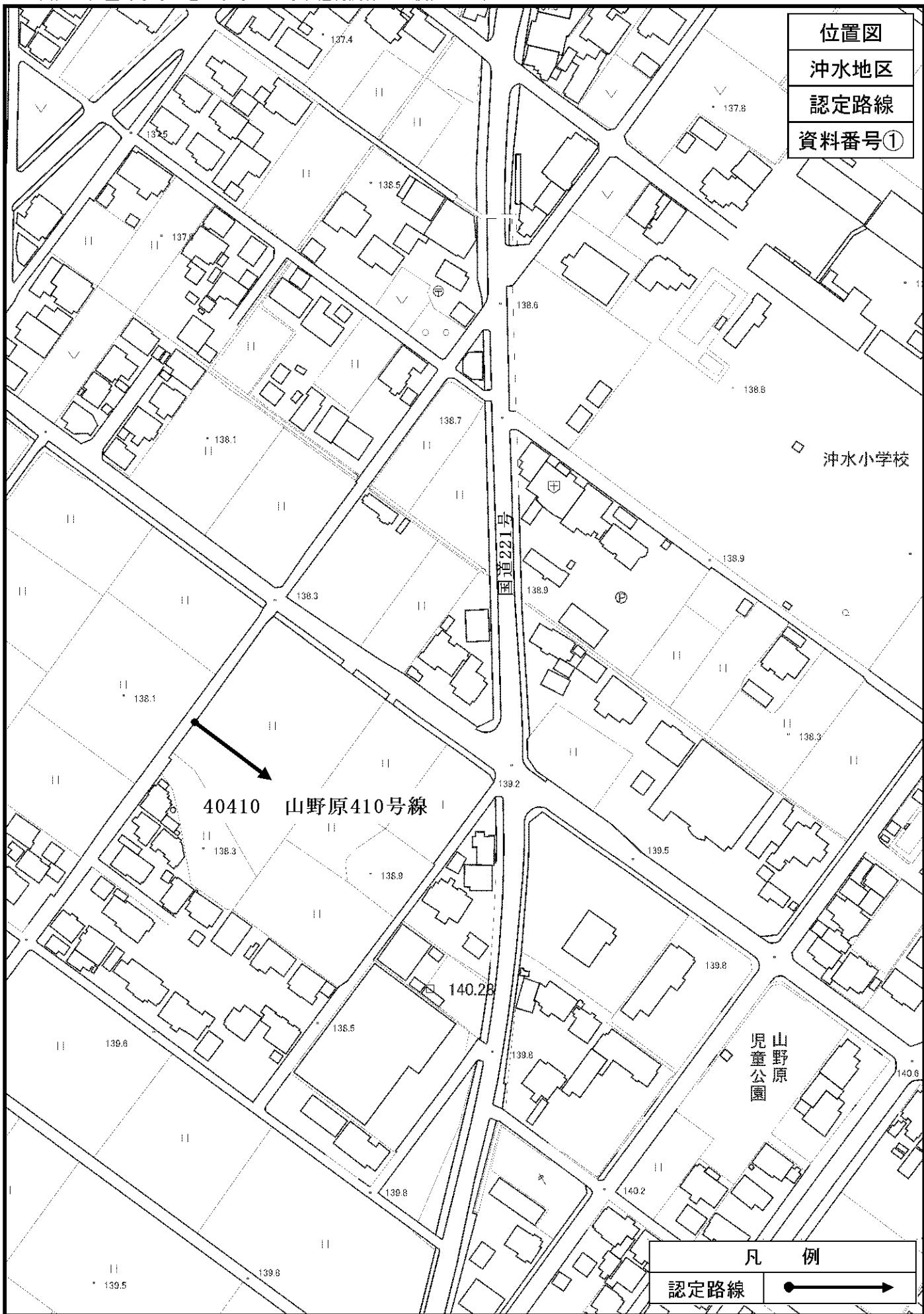
沖水地区



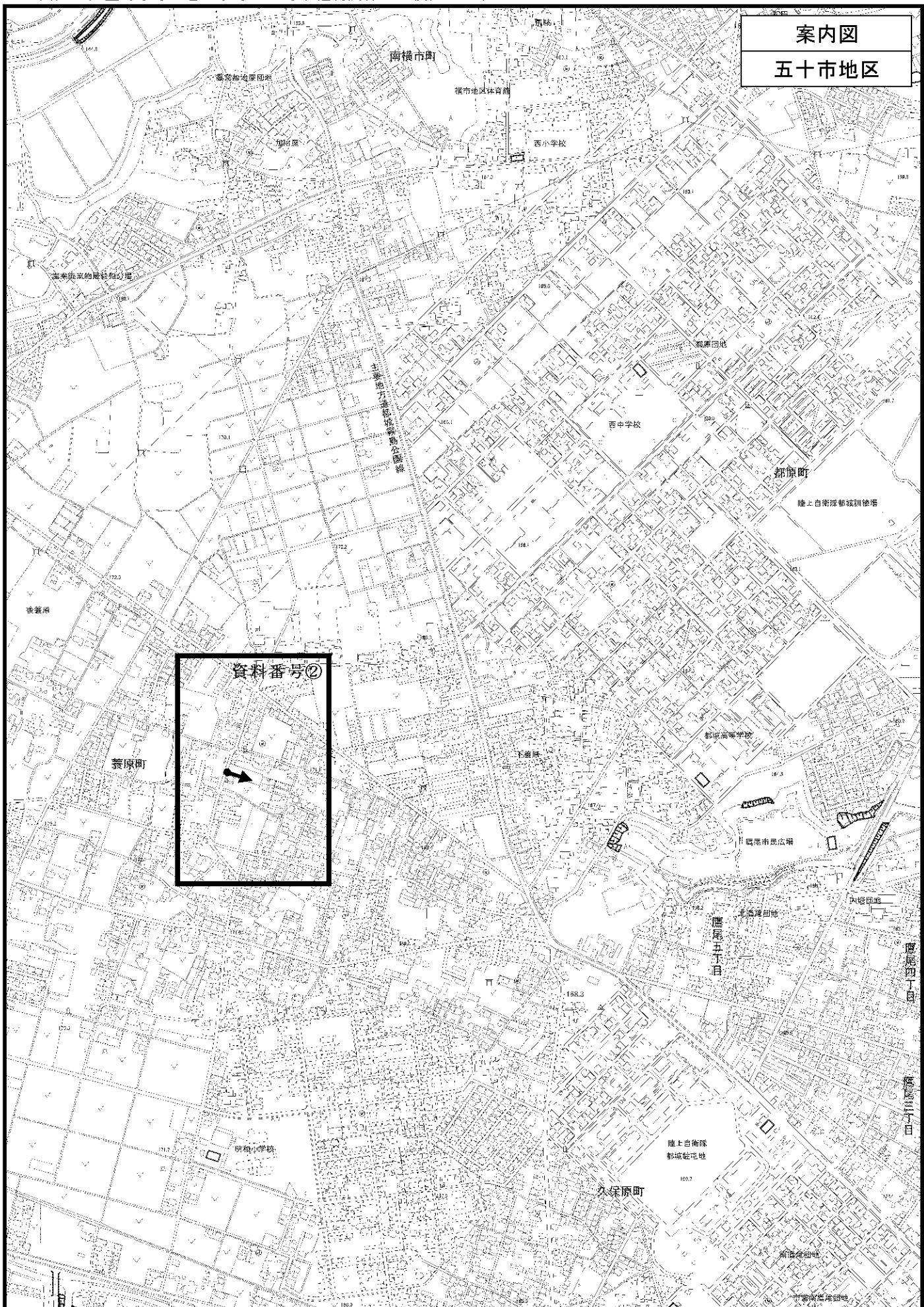
縮尺 1:10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



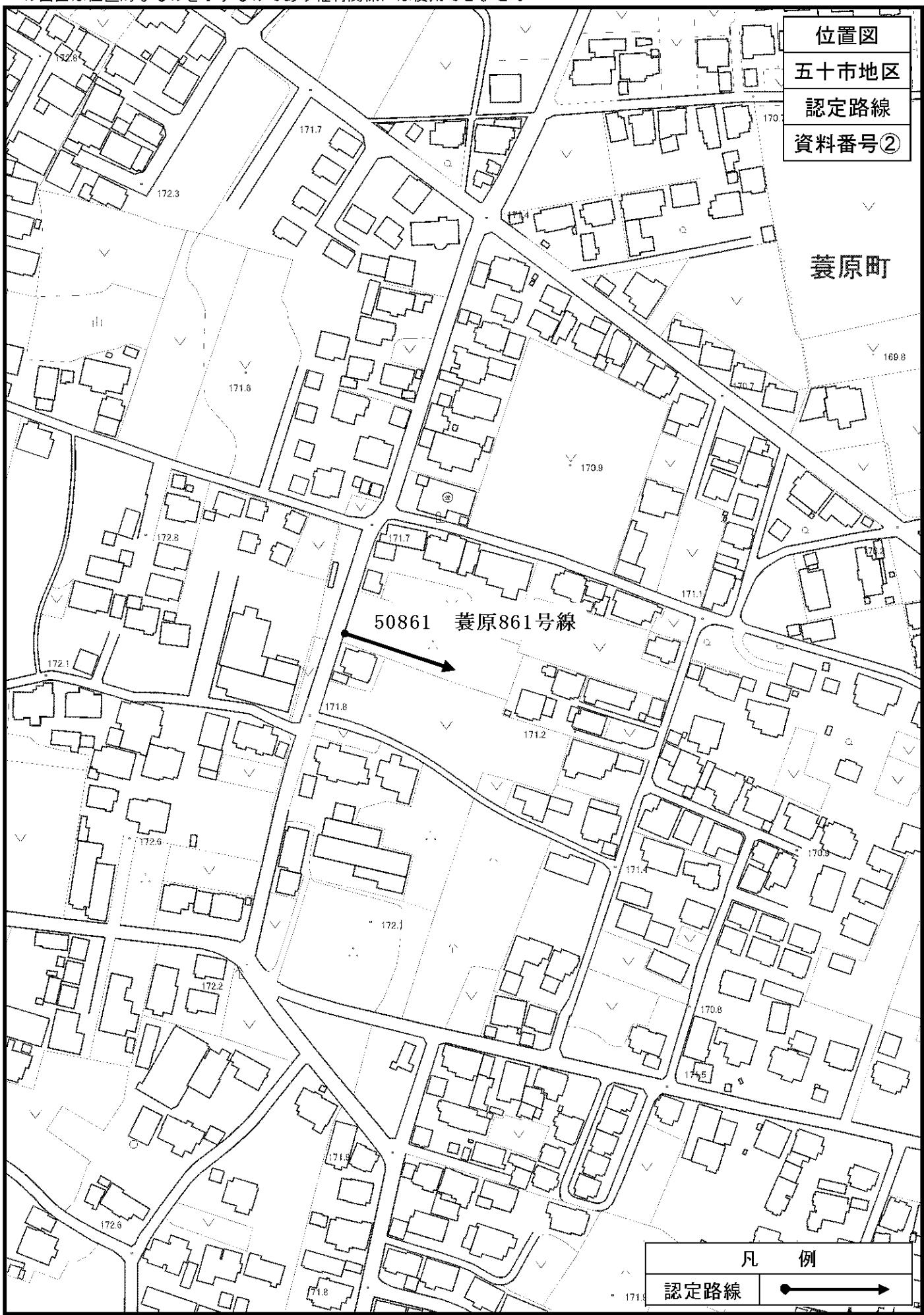
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 10000

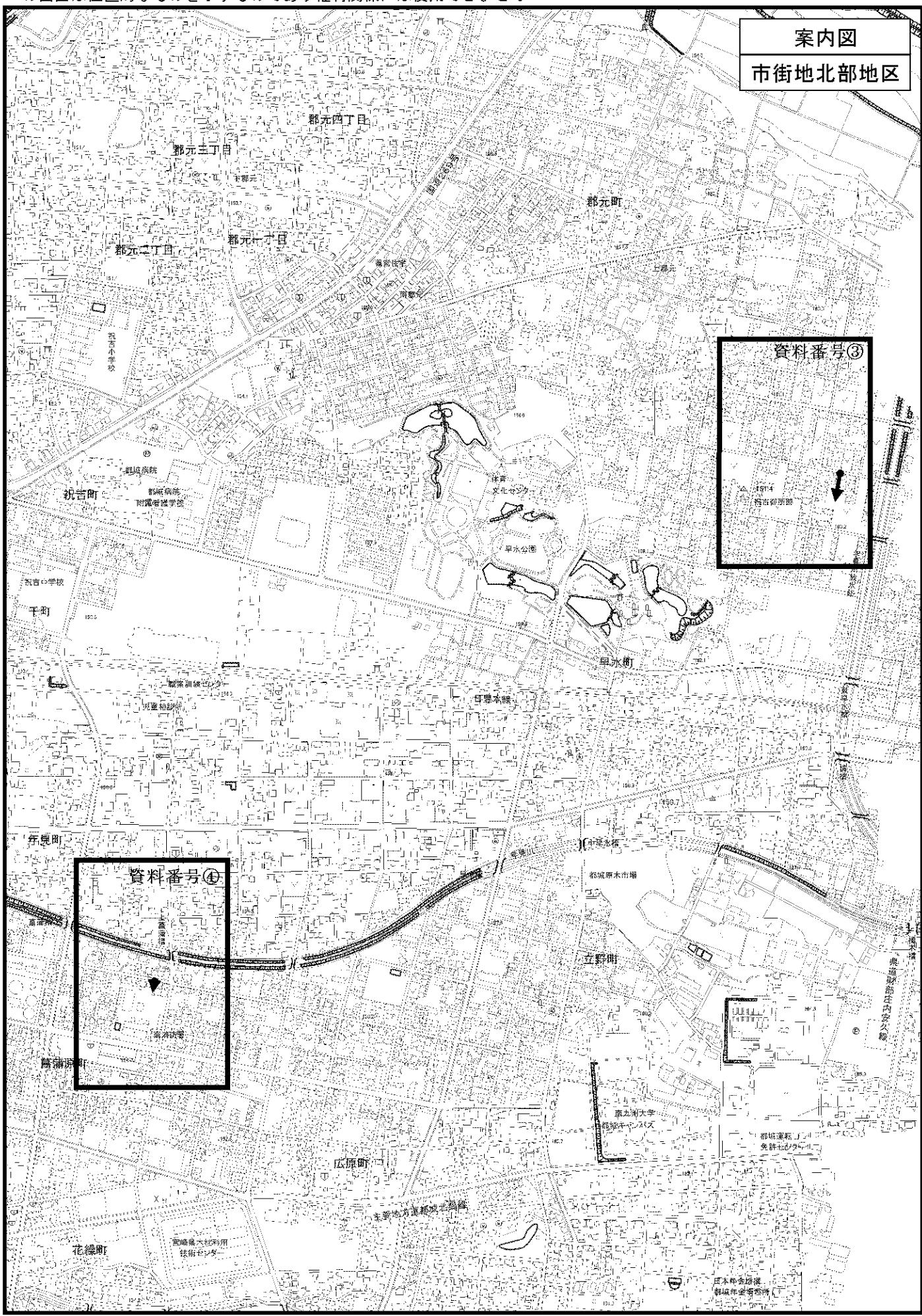
100 50 0 100 200 300 400 500 600

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 10000

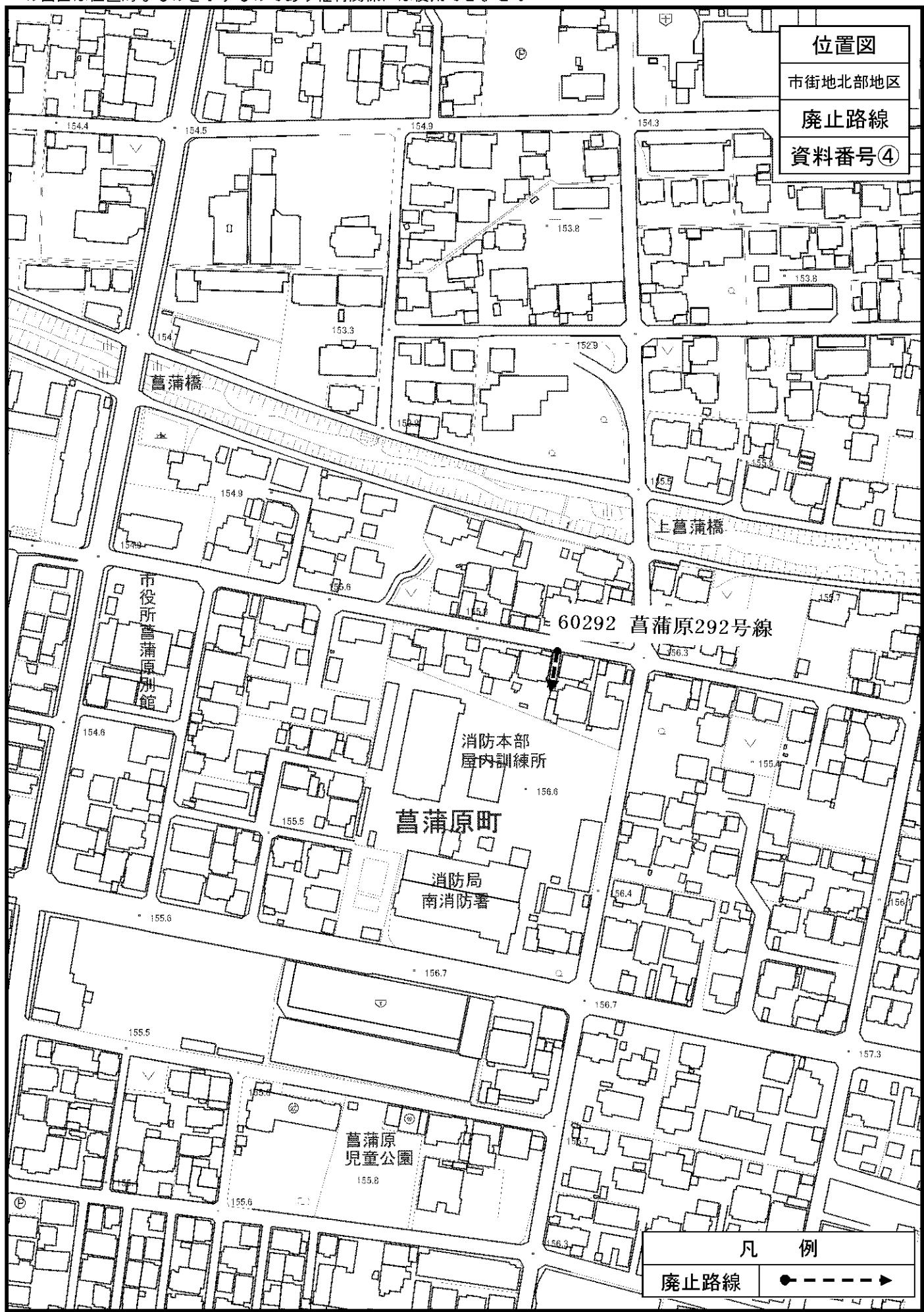
100 50 0 100 200 300 400 500 600



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



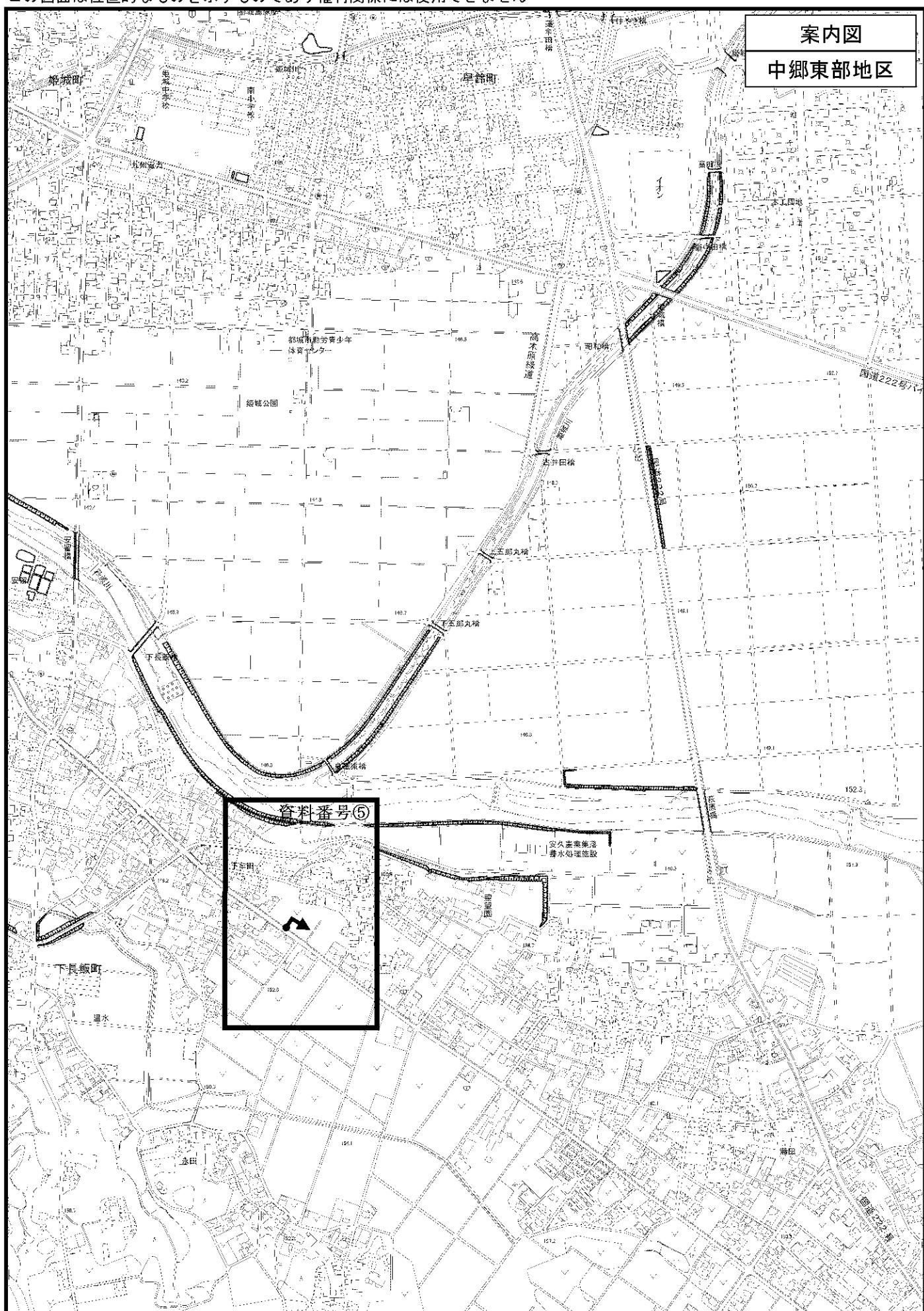
縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

案内図

中郷東部地区

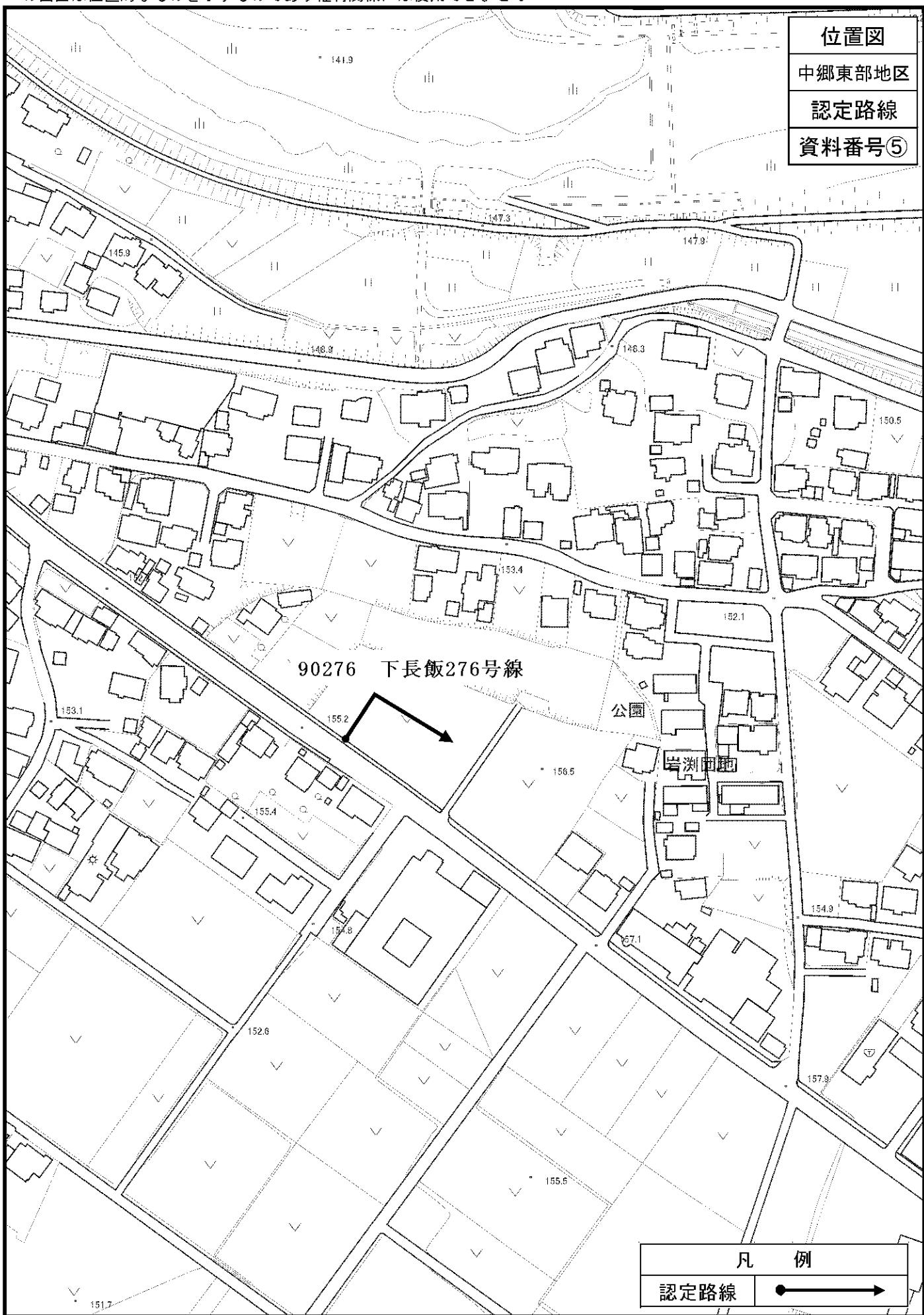


縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



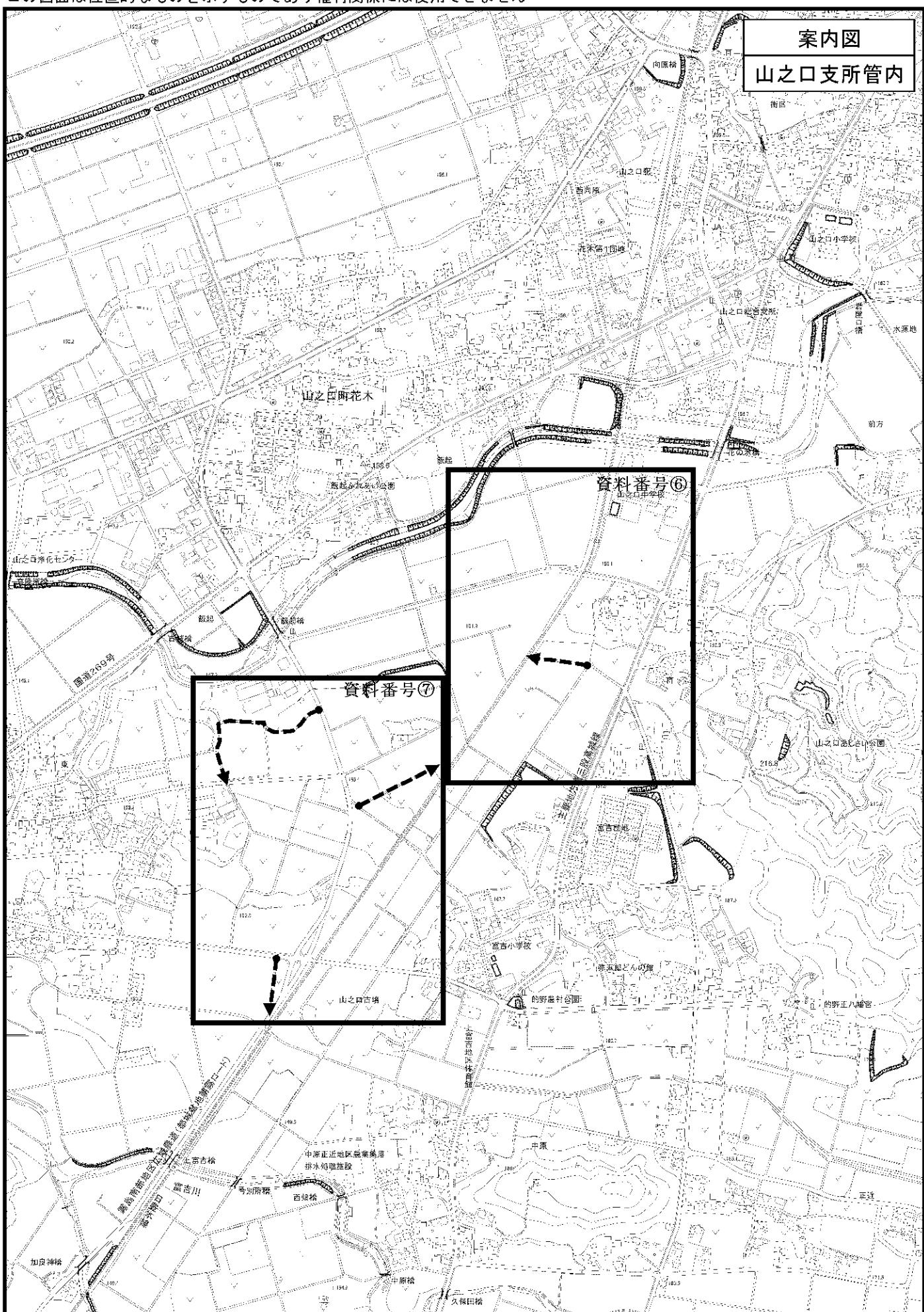
縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

案内図

山之口支所管内

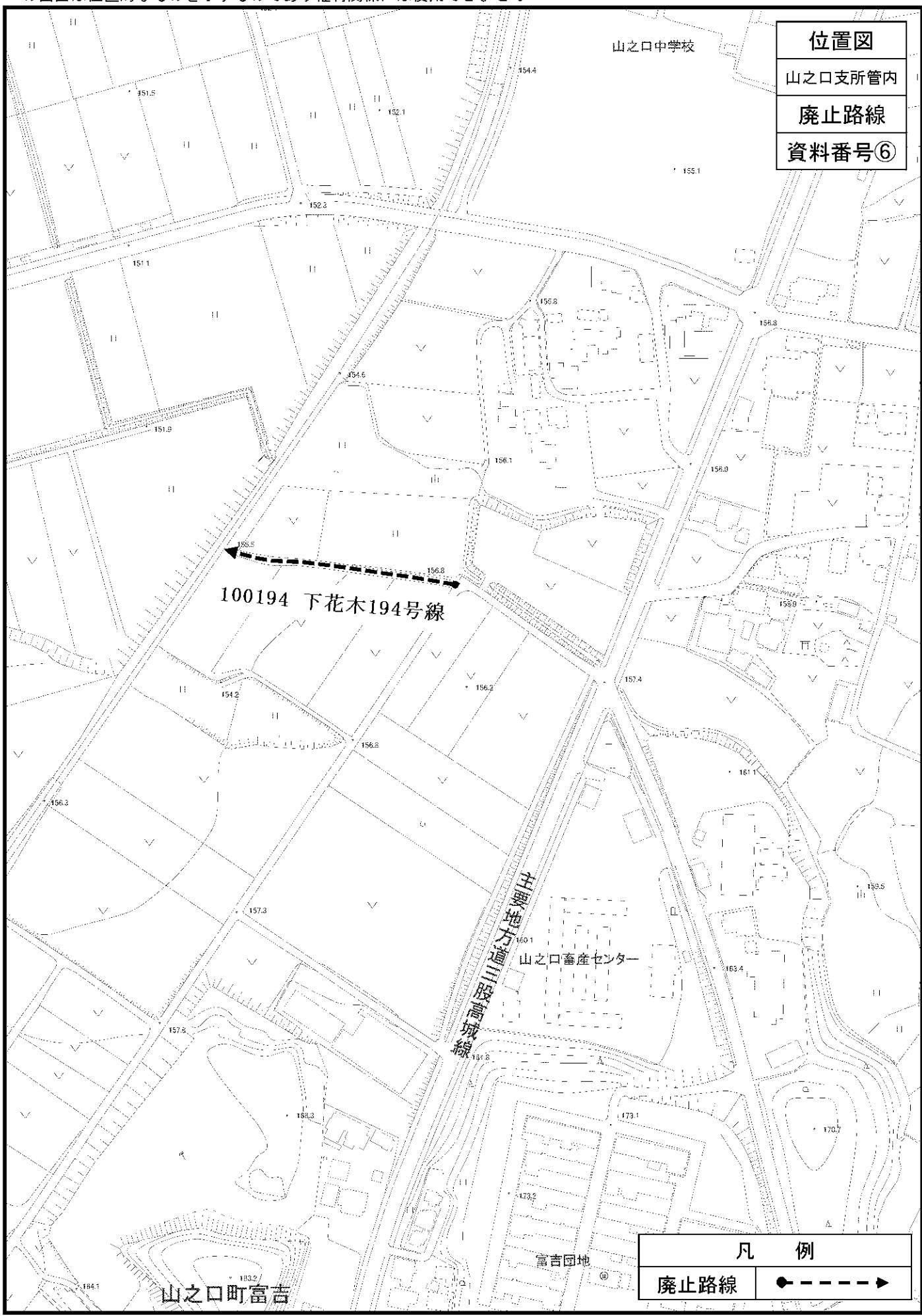


縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

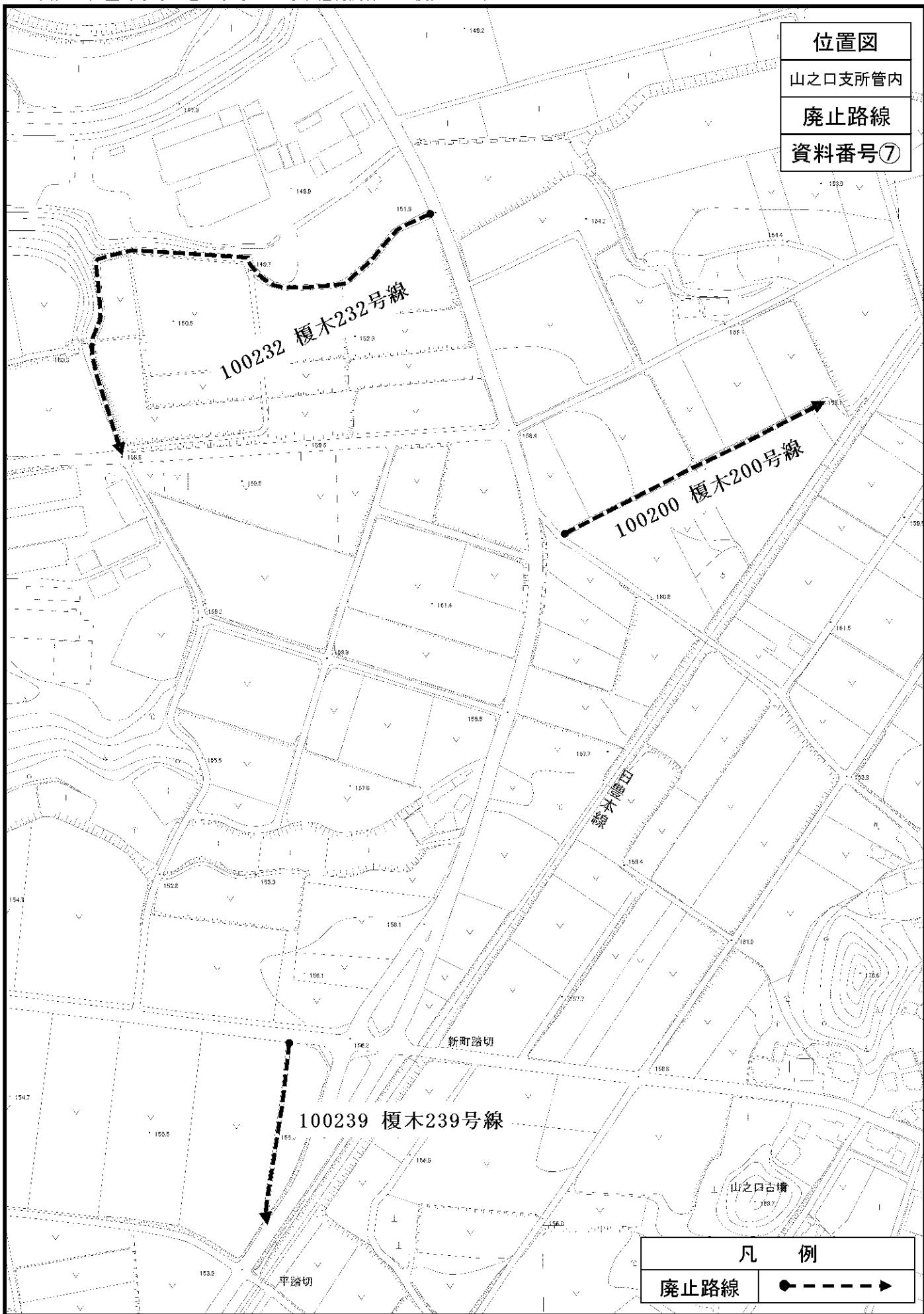


縮尺 1 : 2500

100 50 0



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

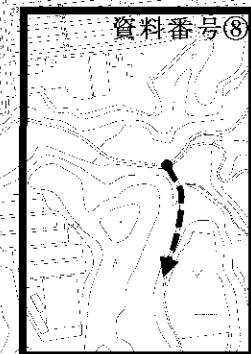


縮尺 1 : 3000

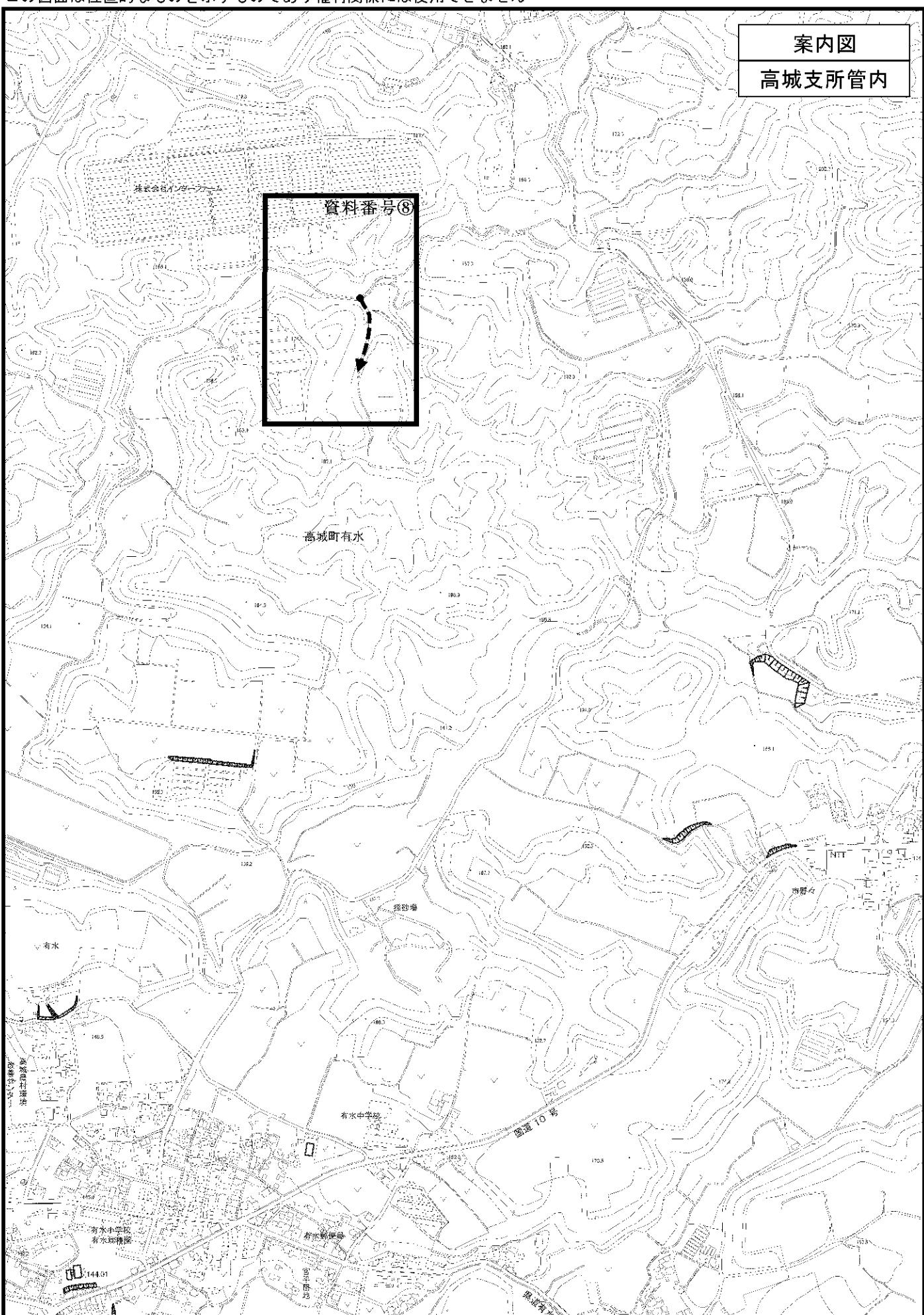
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

案内図

高城支所管内



高城町有水

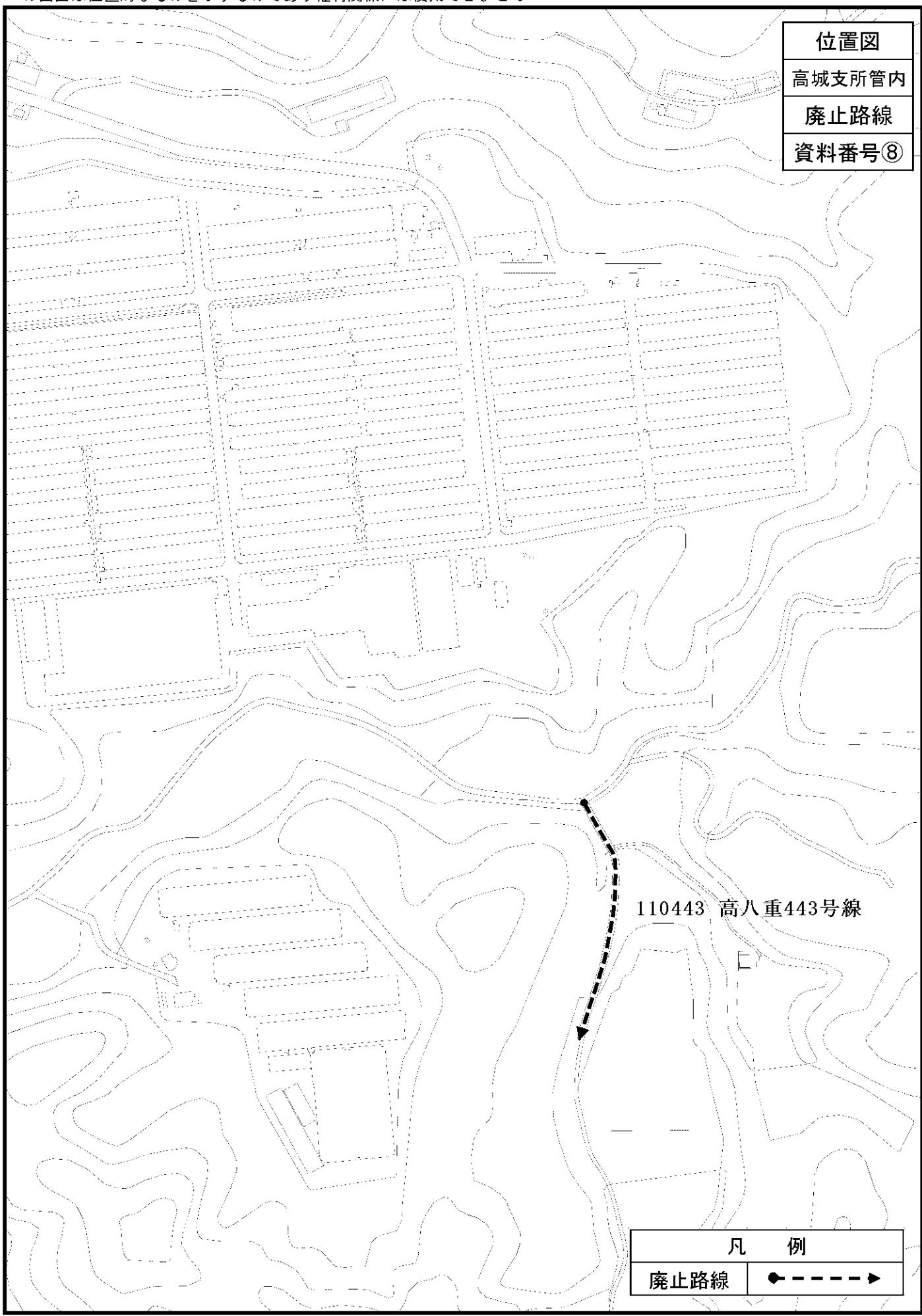


縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600 700 800
225



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 3000
100 50 0



議案第 54 号

三股町との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

三股町と別紙のとおり定住自立圏の形成に関する変更協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

定住自立圏の形成に関する協定書

都 城 市
三 股 町

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と三股町（以下「乙」という。）とは、平成21年10月6日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日總行応第39号總務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的な事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1） 医療

① 医療体制の維持

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。

圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。

甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

甲と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。

② 連携体制の強化

ア 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。

生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 災害時の対応

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲とともに地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

④ 搬送体制の確保

ア 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。

イ 甲の役割

区域内における救急搬送機能を強化する。

救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

計画的に救急救命士の育成を行う。

ウ 乙の役割

甲の行う区域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

甲の行う救急救命士の育成について協力する。

(2) 産業振興

① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

ア 取組の内容

都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

新たな工業団地を整備する。

乙と協力し、企業立地活動に取り組む。

乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。

② 地域資源を活用した産業振興

ア 取組の内容

地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

(3) 教育及び文化

① 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

② 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

(4) 防災及び消防

① 広域防災体制の整備及び強化

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。

イ 甲の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

ウ 乙の役割

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

(2) 交流及び観光

① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進

ア 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

イ 甲の役割

乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

ウ 乙の役割

甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 情報発信等による移住促進

ア 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。

イ 甲の役割

圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 行政人材の育成

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

甲が行う職員研修等に協力する。

職員の資質の向上を図る取組を推進する。

(2) 民間人材の育成

① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「N P O 法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

N P O 法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

圏域内のN P O 法人等の連携推進を図るとともに、N P O 法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内のN P O法人等の情報をお甲に提供する。

甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(3) I C T化

① I C T化の推進

ア 取組の内容

I C T化の推進を図るため、I C Tによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びI C T化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びI C T化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する
ものとする。

令和 年 月 日

宮崎県都城市姫城町6街区21号
甲 都城市
代表者 市長

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
乙 三股町
代表者 町長

三股町との定住自立圏の形成に関する協定書（新旧対照）

変更前	変更後
(目的)	(目的)
第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。	第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。
(基本方針)	(基本方針)
第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。	第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。
(連携する具体的な事項)	(連携する具体的な事項)
第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。	第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。
(1) 生活機能の強化に係る政策分野	1. 生活機能の強化に係る政策分野
ア 医療（地域救急医療）	(1) 医療
イ 医療資源の高度化	① 医療体制の維持
ⅰ) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市都郡師会病院（以下「救急医療拠点施設」という。）等の整備又は充実を図る。	ア 取組の内容 イ 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。
ⅱ) 救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。	関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
b 甲の役割	イ 甲の役割
ⅰ) 圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。	関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来
c 乙の役割	甲の行う救急医療拠点施設の整備充実については、甲と協議の上

<u>これを支援する。</u>	的な視点で医療従事者の育成を支援する。
ii) 夜間救急診療体制等の充実	初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。
a 取組の内容	夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。
b 甲の役割	甲の行う休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。
c 乙の役割	甲の維持する休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保	二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
a 取組の内容	甲と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。
b 甲の役割	関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
c 乙の役割	関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。
iv) 圏域医療の情報化の推進	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力する。
a 取組の内容	関係機関と連携して、圏域住民への医療サービスの向上に資するためには医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。
b 甲の役割	関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化による医療機関相互の医療情報連携を進めること。

<p><u>c 乙の役割</u></p> <p>関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進めます。</p>	<p>(1) 医療連携の充実</p> <p>a 取組の内容</p> <p>多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。</p>	<p>② 連携体制の強化</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。</p> <p>生活習慣病等の予防対策に関する<u>地域ネットワーク</u>を構築する。</p> <p>ウ 乙の役割</p> <p>甲が行う医療連携体制の構築に協力する。</p> <p>甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する<u>地域ネットワーク</u>の構築に協力する。</p>	<p>(2) 災害時の対応</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>災害、感染症等の発生に備えて、<u>区域内の地域災害医療センター</u>をはじめとする関係機関との相互連携を構築する。</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲及び乙の区域の<u>地域災害医療センター</u>の機能を充実させるとともに、区域内における災害等に備えた相互連携体制を構築する。</p> <p>(b) 計画的な救急救命士の育成を行う。</p>
--	--	---	--

<p><u>c</u> 乙の役割</p> <p>(a) 甲とともに<u>甲及び乙の区域の地域災害医療センターの充実に協力し、圈域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u></p> <p>(b) <u>甲の行う救急救命土の育成について協力する。</u></p> <p>(1) <u>圈域における搬送体制の構築</u></p> <p> a 取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圈域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。</p> <p> b 甲の役割 甲の区域における救急搬送機能を強化するとともに、圈域における搬送体制を構築する。また、緊急時の搬送機能を確保するために、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p> c 乙の役割 甲の行う<u>圈域の搬送体制の構築に協力し、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。</u></p> <p>(2) <u>産業振興</u></p> <p> a 取組の内容 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興を図る。</p> <p> b 甲の役割 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圈域の産業振興や雇用創出を図るとともに、乙と協力した企業誘致活動に取り組む。</p> <p> c 乙の役割</p>	<p><u>ウ 乙の役割</u></p> <p>甲とともに<u>地域災害医療センターの充実に協力し、圈域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u></p> <p>④ <u>搬送体制の確保</u></p> <p> ア 取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圈域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。</p> <p> イ 甲の役割 区域内における救急搬送機能を強化する。 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p> 計画的に<u>救急救命土の育成を行う。</u></p> <p> ウ 乙の役割 甲の行う<u>区域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</u></p> <p> 甲の行う<u>救急救命土の育成について協力する。</u></p> <p>① <u>都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興</u></p> <p> ア 取組の内容 都城志布志道路・志布志港を活用し、圈域の産業の活性化を図る。</p> <p> イ 甲の役割 新たな<u>工業団地を整備する。</u> 乙と協力し、企業立地活動に取り組む。</p> <p> ウ 乙の役割 乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。</p>
---	---

		甲と連携し、企業立地活動に取り組む。 甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。
②	地域資源を活用した産業振興	<p>ア 取組の内容 地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。</p> <p>イ 甲の役割 乙と連携し、区域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。</p> <p>ウ 乙の役割 甲と連携し、区域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。</p>
(3)	教育及び文化	<p>ア 公共施設の相互利用 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、囲域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。</p> <p>イ 甲の役割 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。</p> <p>ウ 乙の役割 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。</p>
	④ 公共施設の相互利用	<p>ア 取組の内容 囲域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。</p> <p>イ 甲の役割 図書館をはじめとする囲域の文化施設等の総合利用を推進し、甲の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。</p> <p>ウ 乙の役割 甲が行う囲域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。</p>
	⑤ 地域文化の保存・継承・発展	<p>ア 取組の内容 囲域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つことができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源としての活用を推進する。</p> <p>イ 甲の役割 囲域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベ</p>

c	乙の役割	甲と連携して、圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるとともに、関連するイベント等を実施する。		
(ア)	特色ある教育の推進	② 特色ある教育の推進		
a	取組の内容	乙 取組の内容 圏域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。		
b	甲の役割	イ 甲の役割 圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。		
c	乙の役割	ウ 乙の役割 甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。		
		(4) 防災及び消防		
		① 広域防災体制の整備及び強化		
エ	防災及び消防	乙 取組の内容 圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。		
		(ア) 広域防災体制の整備と強化		
a	取組の内容	圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備と強化を図る。		
b	甲の役割	イ 甲の役割 大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制を整備する。		
c	乙の役割	ウ 乙の役割 甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。		
		(2) 結びつきやネットワークの強化による政策分野		
		2 結びつきやネットワークの強化による政策分野 ア 道路等の交通インフラの整備		
		(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築		
a	取組の内容	乙 取組の内容		

(a) <u>圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。</u>	圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。
(b) <u>雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、<u>アクセス性の向上</u>を図る。</u>	雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるよう、 <u>アクセス性の向上</u> を図る。
b 甲の役割	イ 甲の役割 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、 <u>乙と連携して</u> 圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。
c 乙の役割	イ 甲の役割 都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、 <u>必要な道路</u> を整備する。
(a) <u>都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、<u>乙と連携し、実施する。</u></u>	都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、 <u>乙と連携して</u> 圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。
(b) <u>都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。</u>	都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、 <u>必要な道路</u> を整備する。
(a) <u>都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、<u>甲と連携し、実施する。</u></u>	都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、 <u>必要な道路</u> を整備する。
(b) <u>都城志布志道路へのアクセス性を高めるために町道を整備する。</u>	都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、 <u>必要な道路</u> を整備する。
1 圏域内外の住民との交流と観光の推進	(2) 交流及び観光
(1) 圏域内外の住民との交流と観光の推進	① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進
a 取組の内容	ア 取組の内容 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。
b 甲の役割	イ 甲の役割 乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。
c 乙の役割	ウ 乙の役割 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。
乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。	(3) 定住及び移住の促進

(7) 雇用創出等による定住促進			
a 取組の内容	① 雇用創出等による定住促進 企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。	ア 取組の内容 企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。	
b 甲の役割	都城志布志道路を活用した産業の振興等による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。 都城志布志道路を活用した通勤圏の形成が可能な工業団地等の整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。	イ 甲の役割 圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。	
c 乙の役割	甲と連携した雇用創出活動等を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。	ウ 乙の役割 甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、圏域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。	
(1) 情報発信等による移住促進			
a 取組の内容	取組の内容	② 情報発信等による移住促進 取組の内容	
b 甲の役割	圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上を図り、受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力や情報報を発信する。	ア 取組の内容 圏域全体で新たな魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報報を発信する。	
c 乙の役割	甲と連携して、乙の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。	イ 甲の役割 圏域の魅力の向上及び受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報報を発信する。	
d 地域公共交通	甲と連携して、乙の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。	ウ 乙の役割 甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。	
e (7) 地域公共交通の維持・活性化			
a 取組の内容	① 地域公共交通の維持・活性化 広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域をつなぐバスや鉄道線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持・活性化を図る。	ア 取組の内容 広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。	

b 甲の役割	広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、 <u>圈域をつなぐ公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保</u> を図る。	イ 甲の役割	広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、 <u>圈域間を結ぶ公共交通の利便性の維持・活性化</u> を図る。
c 乙の役割	甲と連携して、 <u>広域的な地域公共交通の課題等について検討する</u> とともに、 <u>圈域をつなぐ公共交通サービスの維持及び確保</u> を図る。	ウ 乙の役割	甲と連携し、 <u>広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圈域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化</u> を図る。
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
ア 行政人材の育成		① 行政人材の育成	
(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化	a 取組の内容	② 圏域行政マネジメント能力の強化	ア 取組の内容
圈域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。	圈域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。	イ 甲の役割	圈域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。
b 甲の役割	乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、 <u>圈域内での人事交流の実施について検討する。</u>	ウ 乙の役割	圈域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。
c 乙の役割	甲と連携して職員の育成を推進するとともに、 <u>圈域内での人事交流の実施について検討する。</u>	イ 甲の役割	圈域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。
イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備		② 民間人材の育成	
(イ) 圏域協働マネジメント能力の強化	a 取組の内容	① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化	ア 取組の内容
圈域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となつている団体等(以下「特定非営利活動法人等」という。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。	新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となつている団体等(以下「NPO法人等」という。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。	ウ 乙の役割	新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となつている団体等(以下「NPO法人等」という。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。
			イ 甲の役割

b 甲の役割	イ 甲の役割 (a) <u>特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。</u> (b) <u>乙と連携し、<u>区域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、<u>特定非営利活動法人等による区域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。</u></u></u>	イ 甲の役割 NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。 区域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による区域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。 区域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。	
c 乙の役割	(a) <u>甲の体制作りに協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。</u> (b) <u>甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。</u>	ウ 乙の役割 甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。 甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。	
b 甲の役割	(1) <u>民間人材の育成及び推進体制の整備</u> (2) <u>区域民活マネジメント能力の強化</u>	イ 甲の役割 民間人材の育成などの民間資源を活用した取組を推進する。	
a 取組の内容		ア 取組の内容 民間を活用した地域力の向上を目指すため、 <u>区域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。</u>	
b 甲の役割		イ 甲の役割 乙と連携して、 <u>区域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。</u>	
c 乙の役割		ア 乙の役割 甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。	
		(3) <u>ICT化</u>	
		① <u>ICT化の推進</u>	
		ア 取組の内容 ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。	
		イ 甲の役割 専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収	

	<p><u>集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。</u></p> <p><u>ウ　乙の役割</u></p> <p><u>甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。</u></p> <p>(連携、協力及び費用負担)</p>
	<p>第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。</p>
	<p>3 第1項の規定により必要となる手續又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲、乙協議の上別に定めるものとする。</p> <p>(規定の変更)</p>
	<p>第5条 この<u>協定の規定を変更</u>しようとする場合は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。</p> <p>(協定の廃止)</p>
	<p>第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。</p> <p>3 この協定は、第1項の規定による通告があつた日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。</p> <p>(疑義の決定)</p>
	<p>第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上これを定めるものとする。</p>

議案第 55 号

鹿児島県曾於市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

鹿児島県曾於市と別紙のとおり定住自立圏の形成に関する変更協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

定住自立圏の形成に関する協定書

都 城 市
曾 於 市

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）とは、平成21年10月6日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日總行応第39号總務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的な事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

① 医療体制の維持

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。

圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

甲の実施する休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急医療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 連携体制の強化

ア 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

健康寿命延伸のための生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。

生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 災害時の対応

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

④ 搬送体制の確保

ア 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。

イ 甲の役割

区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。

救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

計画的に救急救命士の育成を行う。

ウ 乙の役割

甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送体制を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

(2) 産業振興

① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

ア 取組の内容

都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

新たな工業団地を整備する。

乙と協力し、企業立地活動に取り組む。

乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。

ウ 乙の役割

新たな工業団地を整備する。

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。

② 地域資源を活用した産業振興

ア 取組の内容

地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

(3) 教育及び文化

① 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質

の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(2) 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

(4) 防災及び消防

① 広域防災体制の整備及び強化

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。

イ 甲の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象と

したシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

ウ 乙の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、甲と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

(2) 交流及び観光

① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進

ア 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

イ 甲の役割

乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

ウ 乙の役割

甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 情報発信等による移住促進

ア 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。

イ 甲の役割

圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報発信する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 行政人材の育成

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

甲が行う職員研修等に協力する。

職員の資質の向上を図る取組を推進する。

(2) 民間人材の育成

① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「N P O 法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

N P O 法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

圏域内のNPO法人等の連携推進を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(3) ICT化

① ICT化の推進

ア 取組の内容

ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

宮崎県都城市姫城町6街区21号
甲　　都城市
代表者　市長

鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
乙　　曾於市
代表者　市長

鹿児島県曾於市との定住自立圏の形成に関する協定書(新旧対照)

変更前	変更後
(目的)	(目的)
第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。	第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。
(基本方針)	(基本方針)
第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。	第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。
(連携する具体的な事項)	(連携する具体的な事項)
第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。	第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。
(1) 生活機能の強化に係る政策分野	1. 生活機能の強化に係る政策分野
ア 医療（地域救急医療）	（1） 医療
イ 医療資源の高度化	① 医療体制の維持
ⅰ) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院（以下「救急医療拠点施設」という。）等の整備又は充実を図る。	ア 取組の内容 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。
a 取組の内容 圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。	関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
b 甲の役割 圏域において必要な救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。	イ 甲の役割 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来
c 乙の役割 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支	

	<p>的な視点で医療従事者の育成を支援する。</p> <p>初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。</p> <p>二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。</p>	
a_ 取組の内容	夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。	
b_ 甲の役割	甲の行う休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急診療体制を維持するものとする。	圈域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救援する。
c_ 乙の役割	甲の維持する休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急診療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。	急医療拠点施設の維持及び充実を図る。
a_ 取組の内容	iii) 圈域医療を担う医療従事者の確保	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。
b_ 甲の役割	甲の実施する休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急医療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。	甲の実施する休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
c_ 乙の役割	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。	二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
a_ 取組の内容	iii) 圈域医療と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保を図る。	急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。
b_ 甲の役割	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。
c_ 乙の役割	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。	甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。
iv) 圈域医療の情報化の推進		
a_ 取組の内容		
b_ 甲の役割	b_ 甲の役割	関係機関と連携して、圈域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圈域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに応じた医療機器の整備又は高度化を図る。

			<u>互の医療情報連携を進める。</u>
c	<u>乙の役割</u>		関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進める。
(イ) 医療連携の充実			
a 取組の内容			多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。
b 甲の役割			救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、関係機関とともに医療連携体制を構築する。
c 乙の役割			甲が行う医療連携体制の構築に協力する。
(ウ) 災害時の対応			
a 取組の内容			関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。
b 甲の役割			(a) 関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。 (b) 計画的な救急救命士の育成を行う。
c 乙の役割			ウ 乙の役割
			甲の役割 関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

<p>(a) 関係機関と連携して、乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して区域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</p> <p>(b) 太陽曾於地区消防組合と連携して、計画的な救急救命土の育成を行う。</p>	<p>関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して区域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</p> <p>④ 搬送体制の確保</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>救急搬送体制を強化するとともに、区域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び太陽曾於地区消防組合と連携して区域内における搬送体制を確保する。</p> <p>救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p>計画的に救急救命土の育成を行う。</p> <p>ウ 乙の役割</p> <p>甲及び太陽曾於地区消防組合と連携し、区域の救急搬送体制を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p>太陽曾於地区消防組合と連携して、計画的に救急救命土の育成を行う。</p>
<p>(2) 産業振興</p> <p>① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>都城志布志道路・志布志港を活用し、区域の産業の活性化を図る。</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>新たな工業団地を整備する。</p> <p>乙と協力し、企業立地活動に取り組む。</p>	<p>(7) 地域高規格道路「都城志布志道路」(以下「都城志布志道路」という。)を活用した産業振興</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域による産業振興を図る。</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、区域の</p>

産業振興や雇用創出を図るとともに、乙と協力した企業誘致活動に取り組む。	乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。		
c 乙の役割 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組む。	ウ 乙の役割 新たな工業団地を整備する。 甲と連携し、企業立地活動に取り組む。		
	② 地域資源を活用した産業振興	② 地域資源を活用した産業振興を図る。	
	イ 乙の役割 地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。	イ 甲の役割 乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。	
	ウ 乙の役割 甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。	ウ 乙の役割 甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。	
	(3) 教育及び文化	(3) 教育及び文化	
	(ア) 公共施設の相互利用 a 取組の内容 圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。	① 公共施設の相互利用 乙 取組の内容 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。	
	b 甲の役割 図書館をはじめとする圏域の文化施設等の総合利用を推進し、甲の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。	イ 甲の役割 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。	
	c 乙の役割 甲が行う圏域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。	ウ 乙の役割 圏域内の公共施設の相互利用を推進する。	
	(イ) 圏域文化の保存・継承・発展 a 取組の内容		

b	<u>甲の役割</u>	<u>地域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つこと ができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源として の活用を推進する。</u>	
c	<u>乙の役割</u>	<u>地域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベ ント等を実施する。</u>	
b	<u>甲の役割</u>	<u>甲と連携して、地域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるた め、関連するイベント等を実施する。</u>	
c	<u>乙の役割</u>	<u>(イ) 特色ある教育の推進 a 取組の内容 　　<u>地域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進す るとともに、質の高い教育環境を整備する。</u></u>	<u>② 特色ある教育の推進 ア 取組の内容 　　<u>圏域内の<u>自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進す るとともに、質の高い教育環境を整備する。</u></u></u>
b	<u>甲の役割</u>	<u>地域の豊富な<u>自然・歴史・文化・人材といた地域資源及び高等教育 機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図 る。</u></u>	<u>イ 甲の役割 　　<u>圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進 する。</u></u>
c	<u>乙の役割</u>	<u>甲と連携して、地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進す るとともに、生涯学習機会の充実を図る。</u>	<u>ウ 乙の役割 　　<u>甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進す る。</u></u>
b	<u>甲の役割</u>	<u>防災及び消防</u>	<u>(4) 防災及び消防 ① 広域防災体制の整備及び強化 ア 取組の内容 　　<u>圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広 域防災体制の整備及び強化を図る。</u></u>
c	<u>乙の役割</u>	<u>防災及び消防</u>	<u>イ 甲の役割 　　<u>大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣等、 圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。</u></u>
c	<u>乙の役割</u>	<u>防災及び消防</u>	<u>ウ 乙の役割</u>

		甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制を整備する。	甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。
(2)	ア 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 道路等の交通インフラの整備	2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 (1) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築	2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 (1) 道路等の交通インフラの整備 ① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築
	a 取組の内容	ア 取組の内容	ア 取組の内容
	(a) 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。	(a) 圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。	(a) 圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。
	(b) 履用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。	(b) 履用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。	(b) 履用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。
	b 甲の役割	イ 甲の役割	イ 甲の役割
	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。
	(a) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。	(a) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。	(a) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。
	c 乙の役割	ウ 乙の役割	ウ 乙の役割
	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、甲と連携し、実施する。	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を甲と連携し実施する。	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を甲と連携し実施する。
	(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道を整備する。	(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道を整備する。	(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道を整備する。
	イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進	イ 圏域内外の住民との交流及び観光の推進	イ 圏域内外の住民との交流及び観光
	a 取組の内容	ア 取組の内容	ア 取組の内容
	(1) 圏域内外の住民との交流と観光の推進	(1) 圏域内外の住民との交流及び観光の推進	(1) 圏域内外の住民との交流及び観光の推進
	(a) 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。	(a) 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。	(a) 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。
	b 甲の役割	イ 甲の役割	イ 甲の役割
	圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観光並びに圏域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図	乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内	乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内

			流の推進を図る。
c	乙の役割		
	乙の区域の資源を活用した観光や <u>圏域内外の住民との交流</u> について、甲と連携した取組を実施する。		ウ 乙の役割 甲と協力し、 <u>圏域内外の住民の交流</u> を促進するとともに、 <u>圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流</u> の推進を図る。
	定住及び移住の促進		
(3)	雇用創出等による定住促進		
a	取組の内容		(3) 定住及び移住 ① 雇用創出等による定住促進 ア 取組の内容 企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。
b	甲の役割		
	都城志布志道路を活用した産業の振興等による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。		イ 甲の役割 <u>圏域内の企業及び団体</u> と連携した雇用創出活動等により、 <u>圏域への定住を誘導する。</u>
c	乙の役割		
	都城志布志道路を活用した通勤圏の形成が可能な工業団地等の整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、 <u>圏域への定住を誘導する。</u>		ウ 乙の役割 甲と連携し、 <u>雇用創出活動等を推進するとともに、<u>圏域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備</u>を図る。</u>
	情報発信等による移住促進		
(1)	情報発信等による移住促進		② 情報発信等による移住促進 ア 取組の内容 圏域内における移住を促進するため、 <u>圏域全体で新たな魅力の向上を図り、受入れ体制の充実を図るとともに、<u>圏域外にその魅力や情報報を発信する。</u></u>
a	取組の内容		イ 甲の役割 <u>圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、<u>圏域外に向け情報报を発信する。</u></u>
b	甲の役割		
	甲の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、 <u>圏域外に向け情報を発信する。</u>		ウ 乙の役割 甲と連携し、 <u>圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、<u>圏域外に向け情報を発信する。</u></u>
c	乙の役割		
	甲と連携して、乙の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、 <u>圏域外に向け情報を発信する。</u>		
E	地域公共交通		(4) 地域公共交通

(7) 地域公共交通の維持・活性化			
a 取組の内容	① 地域公共交通の維持・活性化	② 取組の内容	① 地域公共交通の維持・活性化
広域的な地域公共交通の課題について検討し、 <u>圏域をつなぐバスや鉄道路線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保を図る。</u>	広域的な地域公共交通の課題について検討し、 <u>圏域間を結ぶバスや鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。</u>	② 取組の内容	広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、 <u>圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。</u>
b 甲の役割	② 乙の役割	② 甲の役割	② 乙の役割
広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、 <u>圏域をつなぐ公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保を図る。</u>	甲と連携し、 <u>広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。</u>	② 乙の役割	甲と連携し、 <u>広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。</u>
c 乙の役割			
甲と連携して、 <u>広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通サービスの維持及び確保を図る。</u>			
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野			
ア 行政人材の育成	③ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	① 取組の内容	① 取組の内容
(7) 圏域行政マネジメント能力の強化	① 行政人材の育成	① 行政人材の育成	① 行政人材の育成
a 取組の内容	② 圏域行政マネジメント能力の強化	② 圏域行政マネジメント能力の強化	② 圏域行政マネジメント能力の強化
圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。	③ 圏域行政マネジメント能力の強化	③ 圏域行政マネジメント能力の強化	③ 圏域行政マネジメント能力の強化
b 甲の役割	④ 乙の役割	④ 甲の役割	④ 甲の役割
甲と連携して職員の育成を主導的に企画運営するとともに、 <u>圏域内での人事交流の実施について検討する。</u>	甲と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、 <u>圏域内での人事交流の実施について検討する。</u>	④ 乙の役割	④ 甲が行う職員研修等に協力する。
c 乙の役割			
甲と連携して職員の育成を推進するとともに、 <u>圏域内での人事交流の実施について検討する。</u>			
イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備			
(7) 圏域協働マネジメント能力の強化	⑤ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備	① 民間人材の育成	① 民間人材の育成
a 取組の内容	⑥ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備	② 地域協働・民活マネジメント能力の強化	② 地域協働・民活マネジメント能力の強化
圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活	⑦ 圏域協働・民活マネジメント能力の強化	③ 取組の内容	③ 取組の内容

<p><u>動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となつてゐる団体等(以下「特定非営利活動法人等」といふ。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。</u></p>	<p><u>発信し地域活動の中心となつてゐる団体等(以下「NPO法人等」といふ。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。</u></p> <p><u>民間人材の育成や高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。</u></p>
<p><u>b 甲の役割</u></p>	<p>(a) <u>特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。</u></p> <p>(b) <u>乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。</u></p>
<p><u>c 乙の役割</u></p>	<p>(a) <u>甲の体制作りに協力するとともに、乙の圏域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。</u></p> <p>(b) <u>甲の実施する連携推進を支援し、乙の圏域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。</u></p>
<p><u>ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備</u></p>	<p>(ア) <u>圏域民活マネジメント能力の強化</u></p> <p>a 取組の内容</p> <p><u>民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。</u></p>
<p><u>b 甲の役割</u></p>	<p><u>乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。</u></p>
<p><u>c 乙の役割</u></p>	<p><u>甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。</u></p> <p>(3) <u>ICT化の推進</u></p> <p>① <u>ICT化の推進</u></p>

<p>ア 取組の内容</p> <p><u>ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進。</u></p> <p>イ 甲の役割</p> <p>専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。</p> <p>ウ 乙の役割</p> <p>甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。</p>	<p>(連携、協力及び費用負担)</p> <p>第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののか、必要な費用が生じるとときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度<u>甲</u>、<u>乙</u>協議の上別に定めるものとする。</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第5条 この協定を変更しようとする場合は、<u>甲</u>、<u>乙</u>協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得なければならない。</p> <p>(協定の廃止)</p> <p>第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。</p> <p>3 この協定は、第1項の規定による通告があつた日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。</p>
--	---

(疑義の決定)	(疑義の決定)
第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定め のない事項については、 <u>甲、乙協議の上</u> これを定めるものとする。	第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定め のない事項については、 <u>甲乙協議の上</u> 、これを定めるものとする。

議案第 56 号

鹿児島県志布志市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について

鹿児島県志布志市と別紙のとおり定住自立圏の形成に関する変更協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

定住自立圏の形成に関する協定書

都 城 市
志 布 志 市

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と志布志市（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 10 月 6 日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第 1 条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 4 の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的な事項）

第 3 条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

① 医療体制の維持

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。

圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

甲の実施する休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。

二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 連携体制の強化

ア 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、乙とともに医療連携体制を構築する。

生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 災害時の対応

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

④ 搬送体制の確保

ア 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。

イ 甲の役割

区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。

救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

計画的に救急救命士の育成を行う。

ウ 乙の役割

甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送体制を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

(2) 産業振興

① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

ア 取組の内容

都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

新たな工業団地を整備する。

乙と協力し、企業立地活動に取り組む。

乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。

ウ 乙の役割

新たな工業団地を整備する。

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。

② 地域資源を活用した産業振興

ア 取組の内容

地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

イ 甲の役割

乙と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。

(3) 教育及び文化

① 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(2) 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

(4) 防災及び消防

① 広域防災体制の整備及び強化

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

ア 取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域内の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

雇用創出、定住促進等のため、都城志布志道路を有効活用できるようアクセス性の向上を図る。

イ 甲の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、乙と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

ウ 乙の役割

都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、甲と連携して圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

都城志布志道路へのアクセス性を高めるため、必要な道路を整備する。

(2) 交流及び観光

① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進

ア 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

イ 甲の役割

乙と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

ウ 乙の役割

甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 情報発信等による移住促進

ア 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力及び情報を発信する。

イ 甲の役割

圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域の魅力の向上及び受入体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 行政人材の育成

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

甲が行う職員研修等に協力する。

職員の資質の向上を図る取組を推進する。

(2) 民間人材の育成

① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「N P O法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

N P O法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

圏域内のN P O法人等の連携推進を図るとともに、N P O法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

甲の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内のNPO法人等の情報をお甲に提供する。

甲の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(3) I C T化

① I C T化の推進

ア 取組の内容

I C T化の推進を図るため、I C Tによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びI C T化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びI C T化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について
は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する
ものとする。

令和 年 月 日

宮崎県都城市姫城町6街区21号
甲 都城市
代表者 市長

鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地
乙 志布志市
代表者 市長

鹿児島県志布志市との定住自立圏の形成に関する協定書（新旧対照）

変更前	変更後
(目的)	(目的)
第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。	第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。
(基本方針)	(基本方針)
第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。	第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。
(連携する具体的な事項)	(連携する具体的な事項)
第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。	第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。
(1) 生活機能の強化に係る政策分野	1. 生活機能の強化に係る政策分野
ア 医療（広域救急医療）	（1）医療
（7）医療資源の高度化	① 医療体制の維持
i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院（以下「救急医療拠点施設」という。）等の整備又は充実	ア 取組の内容 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制」という。）を維持するとともに、その充実を図る。
a 取組の内容	関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。
圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。	b 甲の役割 圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。
b 甲の役割	c 乙の役割 圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来
c 乙の役割 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。	イ 甲の役割 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来

ii) 夜間救急診療体制等の充実	<p><u>的な視点で医療従事者の育成を支援する。</u></p> <p><u>初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。</u></p> <p><u>二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援する。</u></p> <p><u>甲の行う休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。</u></p> <p><u>c 乙の役割</u></p> <p><u>甲の維持する休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。</u></p> <p><u>並) 圏域医療を担う医療従事者の確保</u></p> <p><u>a 取組の内容</u></p> <p><u>関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。</u></p> <p><u>b 甲の役割</u></p> <p><u>関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。</u></p> <p><u>c 乙の役割</u></p> <p><u>甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。</u></p> <p><u>甲の実施する休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制を維持するため、受益に応じた経費を負担する。</u></p> <p><u>二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支</u></p> <p><u>ため、受益に応じた経費を負担する。</u></p> <p><u>救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支</u></p> <p><u>援する。</u></p> <p><u>並) 圏域医療の情報化の推進</u></p> <p><u>a 取組の内容</u></p> <p><u>関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するためには医療情報の電子化及びそれに応じた医療機器の整備又は高度化を図る。</u></p> <p><u>b 甲の役割</u></p> <p><u>関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに応じた医療機器の整備又は高度化による医療機関相</u></p> <p><u>互の医療情報連携を進めること。</u></p>
------------------	--

<p><u>c</u> <u>乙の役割</u> 関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進めます。</p>	<p><u>(1) 医療連携の充実</u></p> <p><u>a 取組の内容</u> 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。</p> <p><u>b 甲の役割</u> 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、<u>関係機関とともに医療連携体制を構築する。</u></p> <p><u>c 乙の役割</u> 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。</p>	<p><u>(2) 連携体制の強化</u></p> <p><u>a 取組の内容</u> 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。</p> <p><u>b 甲の役割</u> 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、<u>乙とともに医療連携体制を構築する。</u></p> <p><u>c 乙の役割</u> <u>生活習慣病等の予防対策に関する圈域ネットワークを構築する。</u></p>	<p><u>(3) 災害時の対応</u></p> <p><u>a 取組の内容</u> 関係機関と連携して、<u>圈域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。</u></p> <p><u>b 甲の役割</u> (a) 関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、<u>甲の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圈域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u></p> <p><u>c 乙の役割</u> (a) 関係機関と連携して、<u>乙の区域の地域災害医療センターの機能を計画的な救急救命土の育成を行う。</u></p>	<p><u>ア 取組の内容</u> 災害、感染症等の発生に備えて、<u>圈域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。</u></p> <p><u>イ 甲の役割</u> 関係機関と連携し、<u>災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圈域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圈域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u></p> <p><u>ウ 乙の役割</u> 関係機関と連携し、<u>地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圈域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</u></p>
--	---	---	---	---

<p>充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</p> <p>(b) 大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的な救急救命土の育成を行う。</p> <p>(i) 圏域における搬送体制の構築</p> <p>a 取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。</p> <p>b 甲の役割 甲の区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と協力して圏域における搬送体制を構築する。主たる緊急時の搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p>c 乙の役割 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域の搬送体制を構築するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p>大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命土の育成を行いう。</p>	<p>ともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。</p> <p>④ 搬送体制の確保</p> <p>ア 取組の内容 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。</p> <p>イ 甲の役割 区域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。 <u>救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</u></p> <p>計画的に救急救命土の育成を行う。</p> <p>ウ 乙の役割 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。</p> <p>大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命土の育成を行いう。</p>
<p>イ 産業振興</p> <p>(7) 地域高規格道路「都城志布志道路」(以下「都城志布志道路」という。)を活用した産業振興</p> <p>a 取組の内容 都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。</p> <p>b 甲の役割 都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圏域の</p> <p>② 産業振興</p> <p>① 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興</p> <p>ア 取組の内容 都城志布志道路・志布志港を活用し、圏域の産業の活性化を図る。</p> <p>イ 甲の役割 新たな工業団地を整備する。</p> <p>乙と協力し、企業立地活動に取り組む。</p>	

			<u>乙と協力し、志布志港の利用促進活動に取り組む。</u>
c	<u>乙の役割</u> 甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組むとともに、志布志港の利用促進を図るポートセールス等を実施する。	<u>ウ</u> <u>乙の役割</u> 新たな工業団地を整備する。 <u>甲と連携し、企業立地活動に取り組む。</u> <u>甲と連携し、志布志港の利用促進を図る。</u>	
		<u>② 地域資源を活用した産業振興</u>	
		<u>イ</u> <u>乙の役割</u> 地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。	
		<u>ウ</u> <u>乙の役割</u> 甲と連携し、区域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。	
		<u>エ</u> <u>乙の役割</u> 甲と連携し、区域内の主要産業である農林畜産業等地域の特性及び地域資源を活用した産業振興に取り組む。	
		<u>(3) 教育及び文化</u>	
		<u>ウ</u> <u>乙の役割</u> 公共施設の相互利用 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、囲域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。	
		<u>イ</u> <u>甲の役割</u> 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。	
		<u>ウ</u> <u>乙の役割</u> 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。	
c	<u>乙の役割</u> 甲が行う囲域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。	<u>ウ</u> <u>乙の役割</u> 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。	
		<u>(1) 囲域文化の保存・継承・発展</u>	
		<u>ア</u> <u>取組の内容</u>	

<u>■地域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つこと</u> <u>ができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源として</u> <u>の活用を推進する。</u>			
b 甲の役割			
<u>■地域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベ ント等を実施する。</u>			
c 乙の役割			
<u>甲と連携して、<u>■地域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるた め、関連するイベント等を実施する。</u></u>			
(ウ) 特色ある教育の推進			
a 取組の内容			
<u>■地域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進す るとともに、質の高い教育環境を整備する。</u>			
b 甲の役割			
<u>■地域の豊富な<u>自然・歴史・文化・人材といつた</u>地域資源や高等教育 機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図 る。</u>			
c 乙の役割			
<u>甲と連携して、<u>■地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進す るとともに、生涯学習機会の充実を図る。</u></u>			
(ア) 広域防災体制の整備と強化			
a 取組の内容			
<u>■地域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域 防災体制の整備と強化を図る。</u>			
b 甲の役割			
<u>■大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の 派遣など、<u>■地域内の相互応援体制を整備する。</u></u>			
c 乙の役割			
<u>■甲の役割</u>			
<u>■大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、 ■地域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。</u>			
<u>■乙の役割</u>			

		甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制を整備する。	甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。
(2)	ア 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 イ 道路等の交通インフラの整備	2 結びつきやネットワークの構築 (1) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築	① 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築
	a 取組の内容		ア 取組の内容
	(a) 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。		ア 取組の内容
	(b) 雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。		ア 取組の内容
	b 甲の役割		イ 甲の役割
	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム及びポートセミナー等を、甲と連携し、実施する。		イ 甲の役割
	(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。		イ 甲の役割
	c 乙の役割		ウ 乙の役割
	(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、甲と連携し、実施する。		ウ 乙の役割
	(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道を整備する。		ウ 乙の役割
	d シンボジウム等を、甲と連携し、実施する。		ウ 乙の役割
	e 圏域内外の住民との交流と観光の推進		エ 圏域内外の住民との交流及び観光の推進
	(1) 圏域内外の住民との交流と観光の推進		① 圏域内外の住民との交流及び観光の推進
	a 取組の内容		ア 取組の内容
	(a) 観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。		ア 取組の内容
	b 甲の役割		イ 甲の役割
	圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観		イ 甲の役割

<u>c</u> 光並びに <u>区域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図る。</u>	<u>の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。</u>	<u>ウ 乙の役割</u>	<u>甲と協力し、<u>区域内の住民の交流を促進するとともに、<u>圈域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。</u></u></u>
<u>c</u> 定期フェリ一航路の活用など、乙の区域の資源を活用した観光や <u>圈域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。</u>	<u>の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。</u>	<u>(3) 定住及び移住</u>	<u>（3）定住及び移住</u>
<u>a</u> 定住及び移住の促進	<u>① 雇用創出等による定住促進</u>	<u>① 甲の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>定住促進を図る。</u></u></u>
<u>b</u> 取組の内容	<u>a 都城志布志道路を活用した産業の振興等による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。</u>	<u>② 乙の役割</u>	<u>甲と連携した雇用創出活動等により、<u>圈域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、<u>定住促進をする。</u></u></u>
<u>c</u> 定住及び移住の促進	<u>（7）雇用創出等による定住促進</u>	<u>③ 丙の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u></u>
<u>a</u> 取組の内容	<u>a 都城志布志道路を活用した通勤圈の形成が可能な工業団地等の整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u>	<u>④ 甲の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u></u>
<u>b</u> 甲の役割	<u>b 都城志布志道路を活用した通勤圈の形成が可能な工業団地等の整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u>	<u>⑤ 乙の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u></u>
<u>c</u> 乙の役割	<u>（1）情報発信等による移住促進</u>	<u>⑥ 丙の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u></u>
<u>a</u> 取組の内容	<u>a 圏域内における移住を促進するため、<u>圈域全体で新たな魅力の向上を図り、受入れ体制の充実を図るとともに、<u>圈域外にその魅力や情報報を発信する。</u></u></u>	<u>⑦ 情報発信等による移住促進</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を誘導する。</u></u></u>
<u>b</u> 甲の役割	<u>b 圏域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、<u>圈域外に向け情報を発信する。</u></u>	<u>⑧ 乙の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を図るとともに、<u>圈域外に向け情報を発信する。</u></u></u></u>
<u>c</u> 乙の役割	<u>c 圏域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、<u>圈域外に向け情報を発信する。</u></u>	<u>⑨ 丙の役割</u>	<u>甲と連携し、<u>雇用創出活動等により、<u>圈域への定住を図るとともに、<u>圈域外に向け情報を発信する。</u></u></u></u>

五 地域公共交通	<p>(4) 地域公共交通</p> <p>① 地域公共交通の維持・活性化</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>広域的な地域公共交通の課題について検討し、<u>圏域をつなぐバス</u>や<u>鉄道路線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保</u>を図る。</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、<u>圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化</u>を図る。</p> <p>ウ 乙の役割</p> <p>甲と連携し、<u>広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化</u>を図る。</p> <p>エ 丙の役割</p> <p>甲と連携して、<u>広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通サービスの維持及び確保</u>を図る。</p>
三 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	<p>3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野</p> <p>① 行政人材の育成</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>圏域行政マネジメント能力の強化</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行なう。</p> <p>ウ 乙の役割</p> <p>甲と連携して職員の育成を行なうとともに、人事交流の実施について検討する。</p> <p>エ 丙の役割</p> <p>乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、<u>圏域内での人事交流の実施について検討する。</u></p> <p>イ 甲の役割</p> <p>甲と連携して職員の育成を推進するとともに、<u>圏域内での人事交流の実施について検討する。</u></p> <p>ア 取組の内容</p> <p>地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備</p> <p>イ 甲の役割</p> <p>甲が行う職員研修等に協力する。</p> <p>ウ 乙の役割</p> <p>職員の資質の向上を図る取組を推進する。</p> <p>エ 丙の役割</p> <p>甲と連携して職員の育成を行なう。</p> <p>ア 取組の内容</p> <p>② 民間人材の育成</p> <p>① 圏域協働・民活マネジメント能力の強化</p> <p>ア 取組の内容</p>

		<p><u>区域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となつてゐる団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。</u></p> <p><u>民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。</u></p>
b	<u>甲の役割</u>	<p>(a) <u>特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。</u></p> <p>(b) <u>乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。</u></p>
c	<u>乙の役割</u>	<p>(a) <u>甲の体制作りに協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。</u></p> <p>(b) <u>甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。</u></p>
		<p><u>民間人材の育成及び推進体制の整備</u></p> <p>(1) <u>圏域民活マネジメント能力の強化</u></p> <p>a <u>取組の内容</u></p> <p><u>民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。</u></p>
b	<u>甲の役割</u>	<p><u>乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。</u></p>
c	<u>乙の役割</u>	<p><u>甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。</u></p>

		(3) <u>ICT化</u>
	① <u>ICT化の推進</u>	
ア <u>取組の内容</u>		<u>ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。</u>
イ <u>甲の役割</u>		専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びICT化推進のための体制を構築する。
ウ <u>乙の役割</u>		甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びICT化推進のための体制構築に協力する。
		(連携、協力及び費用負担)
		第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。
		2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののが、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとする。
		3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度 <u>甲、乙</u> 協議の上別に定めるものとする。
		(規定の変更)
		第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、 <u>甲、乙</u> 協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。
		(協定の廃止)
		第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。
		2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

<p>3 この協定は、第1項の規定による通告があつた日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義の決定)</p> <p>第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、<u>甲、乙協議の上</u>これを定めるものとする。</p>	<p>3 この協定は、第1項の規定による通告があつた日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義の決定)</p> <p>第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、<u>甲乙協議の上</u>これを定めるものとする。</p>
--	---

